

日程：平成30年9月12日（水）

時間：午後2時～午後4時まで

場所：福生市民会館3F第4・5集会室

平成30年度 衛生週間説明会

全国労働衛生週間実施要領

青梅労働基準監督署



全国労働衛生週間

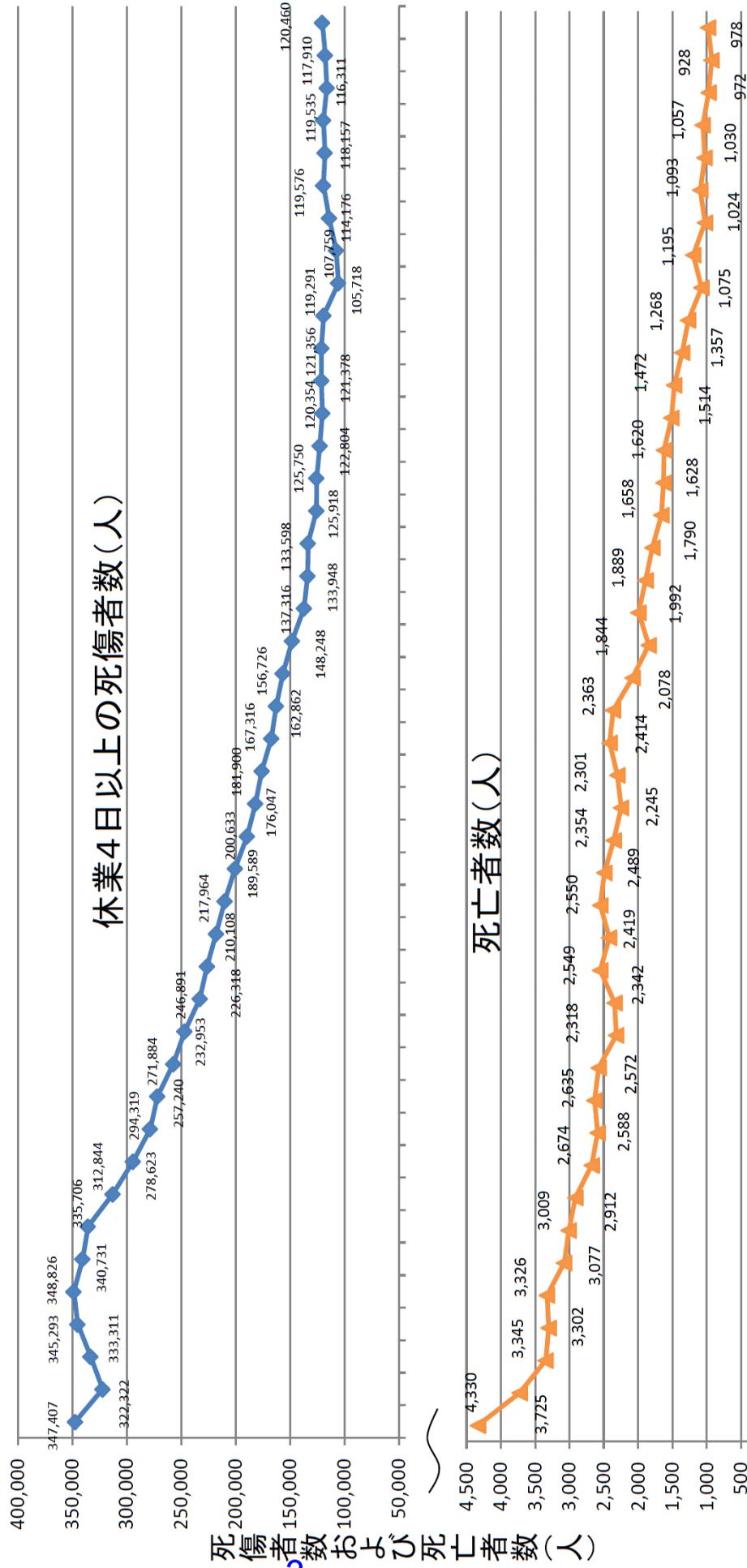
目次



○ 労働災害・職業性疾病発生状況等〔全国〕・・・	3	○ 外国人労働者の労働災害防止にかかるとテキスト・・・	41
○ 労働災害発生状況〔東京〕・・・	11	○ 化学物質 リスクアセスメントを実施しましょう・・・	42
○ 労働災害発生状況〔青梅〕	14	○ 有機溶剤を正しく使いましょう・・・	44
○ 平成30年度 全国労働衛生週間実施要領・・・	17	○ 屋外で金属をアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になります・・・	45
○ 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック・・・	21	○ 屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も呼吸用保護具の使用対象になります・・・	46
○ メンタルヘルス対策「こころの耳」ほか・・・	25	○ 石綿障害予防対策について	47
○ 工事の安全衛生管理体制・・・	28	○ 腰痛予防対策・粉じん障害予防対策・・・	50
○ COHSMSガイドラインについて（ニューコスモス）・・・	29	○ 一酸化炭素中毒予防対策・・・	51
○ 作業環境測定について・・・	30	○ 過重労働による健康障害防止対策・・・	52
○ 高年齢労働者の災害要因分析に関する項目・・・	32	○ 職場の受動喫煙防止対策・・・	54
○ 健康診断を実施しましょう・・・	34	○ その他労働衛生関係リーフレットのご案内・・・	56
○ 定期健康診断項目の取扱いが一部変更になります・・・	36	○ 労働衛生関係の解説サイト支援ホームページのご案内・・・	57
○ 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル・・・	38	○ 外部機関を活用して、効果的に取り組みましょう！・・・	58
○ 現場特有のリスクに応じた実効性のある「新規入場者教育」を実施しましょう・・・	39	○ 青梅署STOP！転倒災害プロジェクト・・・	59
○ 建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を実施しましょう・・・	40	○ 東京都最低賃金のお知らせ（裏表紙）	

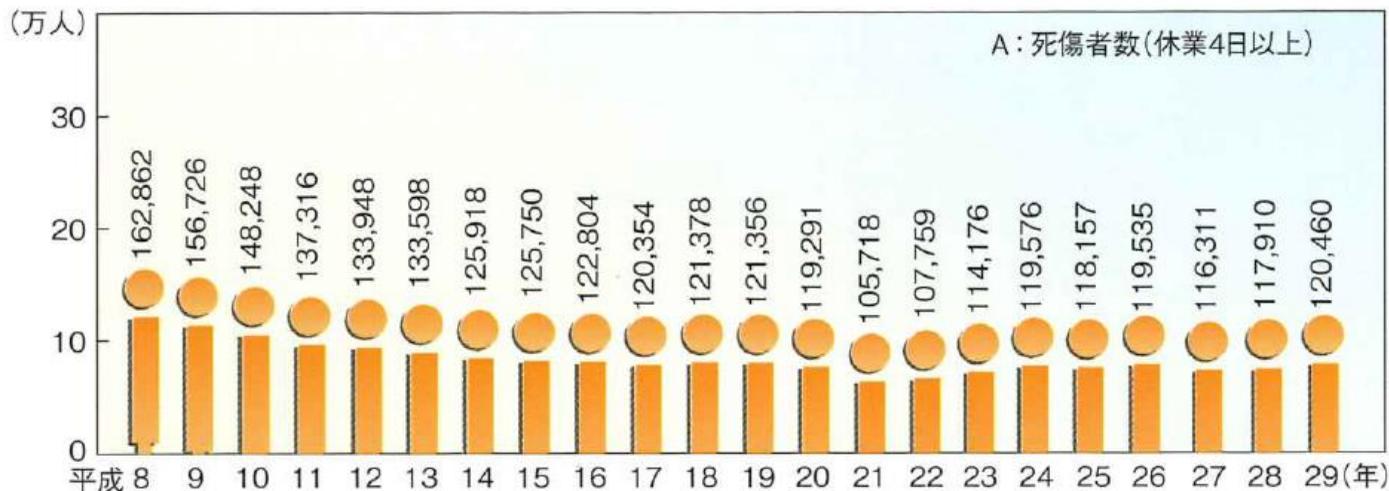
労働災害発生状況の推移

- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、3年ぶりに増加した。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業や第三次産業で増加するなどして、2年連続で増加した。



労働災害および業務上疾病の推移 [全国]

平成29年の休業4日以上死傷者数は120,460人、業務上疾病者数は7,844人、死亡者数は978人でした。死傷者数・死亡者数ともに、前年より増加しました。



(注)平成23年は、東日本大震災を直接の原因とするもの(2,827人)を含む。



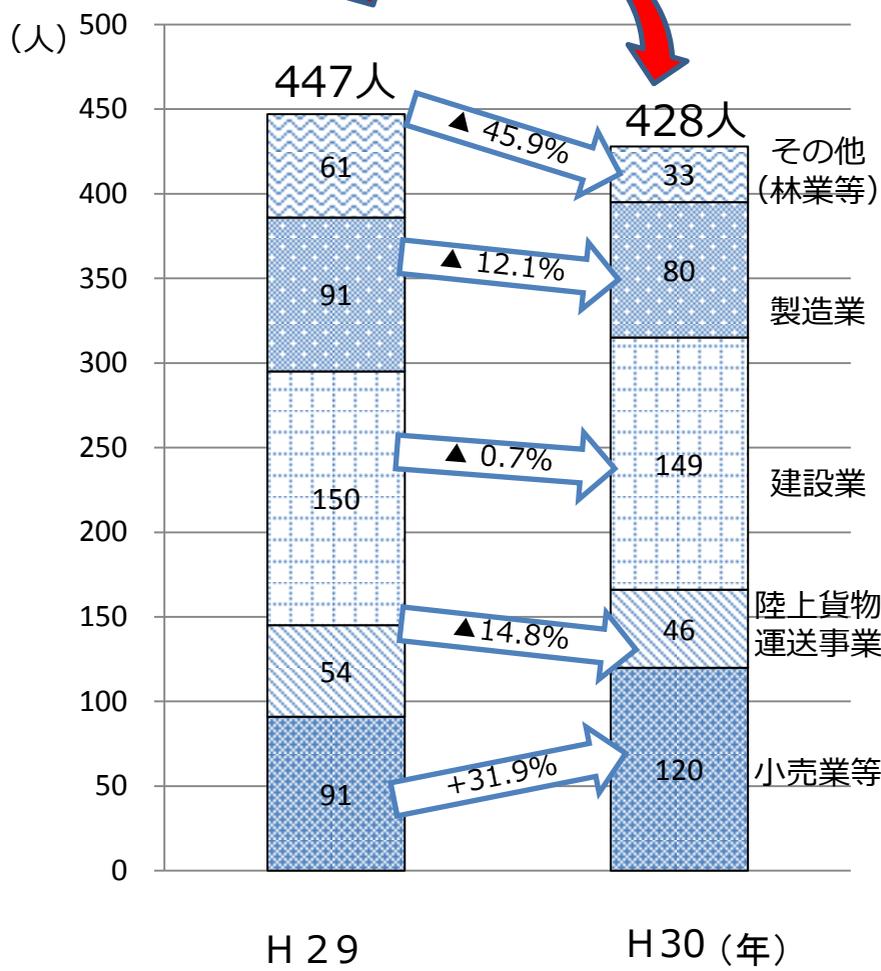
(注)平成23年は、東日本大震災を直接の原因とするもの(1,314人)を含む。

資料：Aは平成23年までは「労災保険給付データ」および厚生労働省安全課調べ、平成24年からは「労働者死傷病報告」。Bは厚生労働省「業務上疾病調」。Cは厚生労働省安全課調べ

平成30年 労働災害発生状況 (8月速報値)

死亡災害

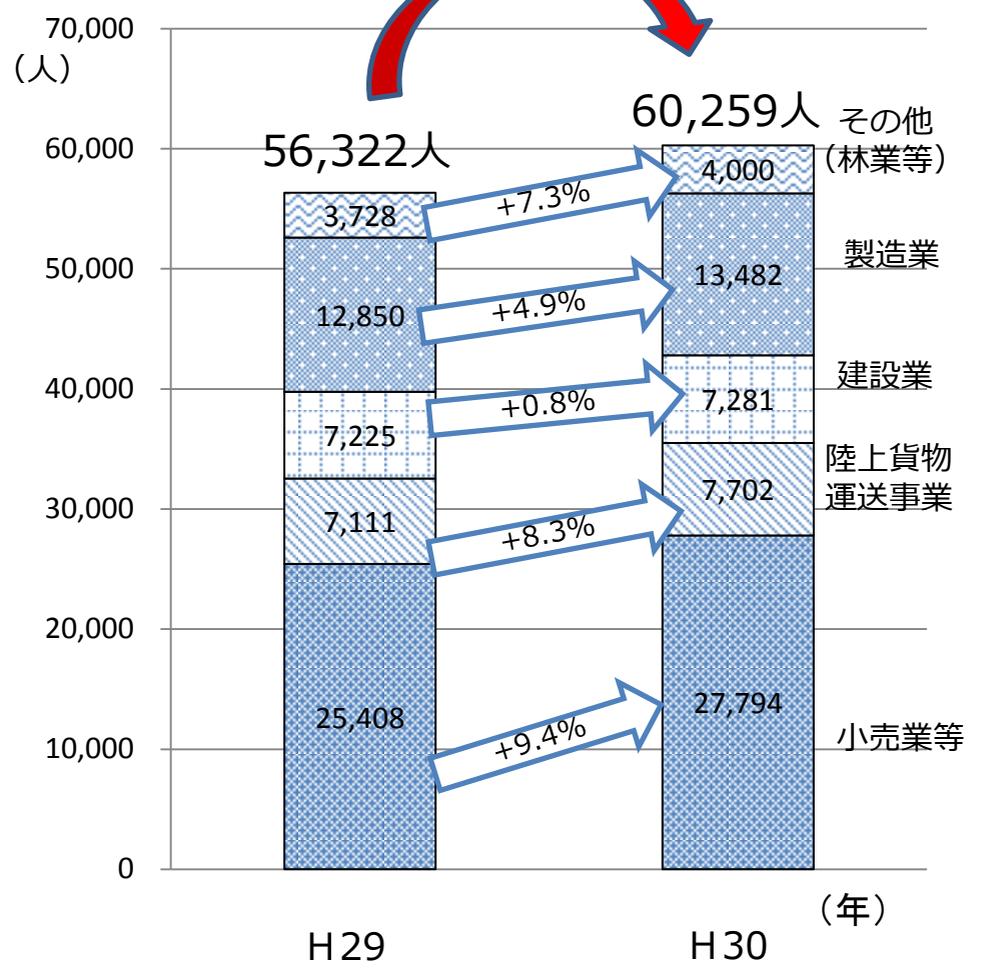
▲19人(▲4.3%)



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

+3,937人(+7.0%)

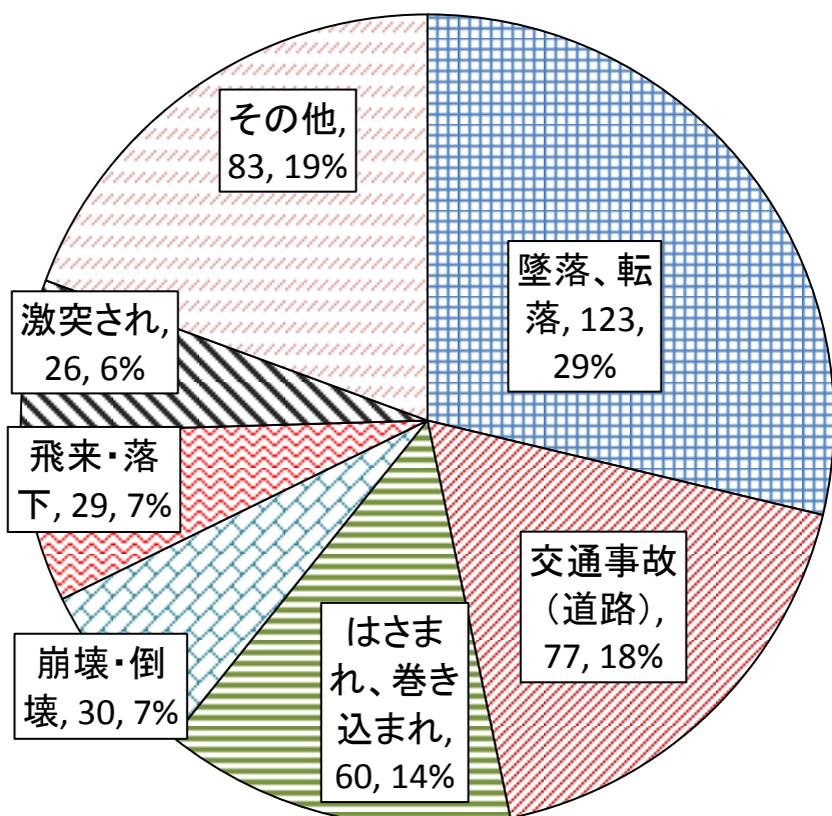


出典：労働者死傷病報告

平成30年事故の型別労働災害発生状況(平成30年8月速報値)

死亡災害

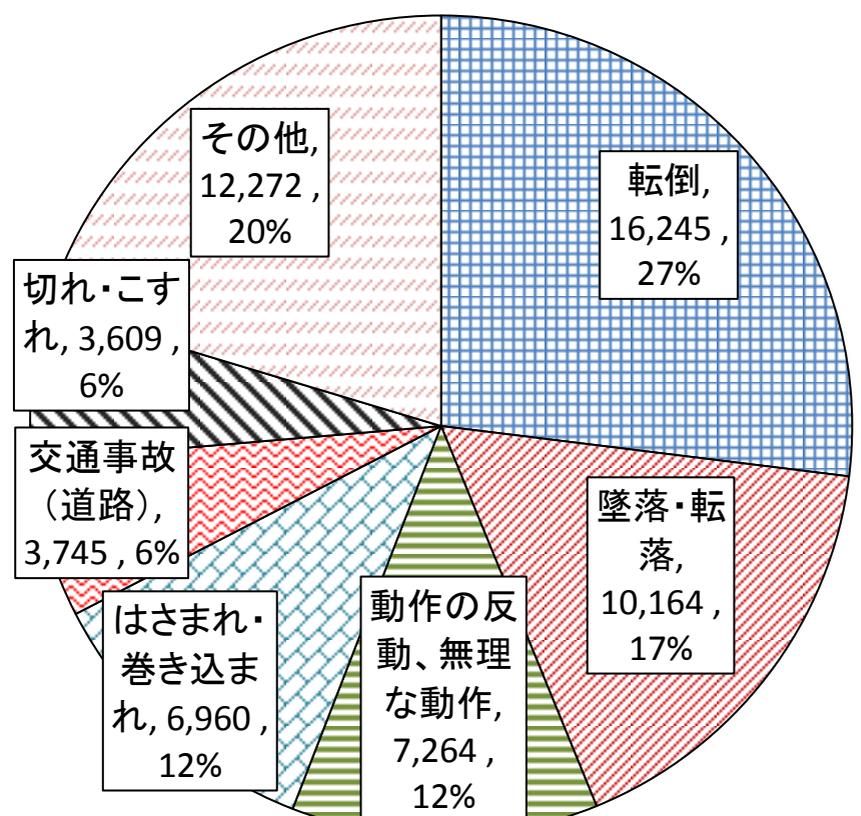
428人、前年同期比▲4.3%



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

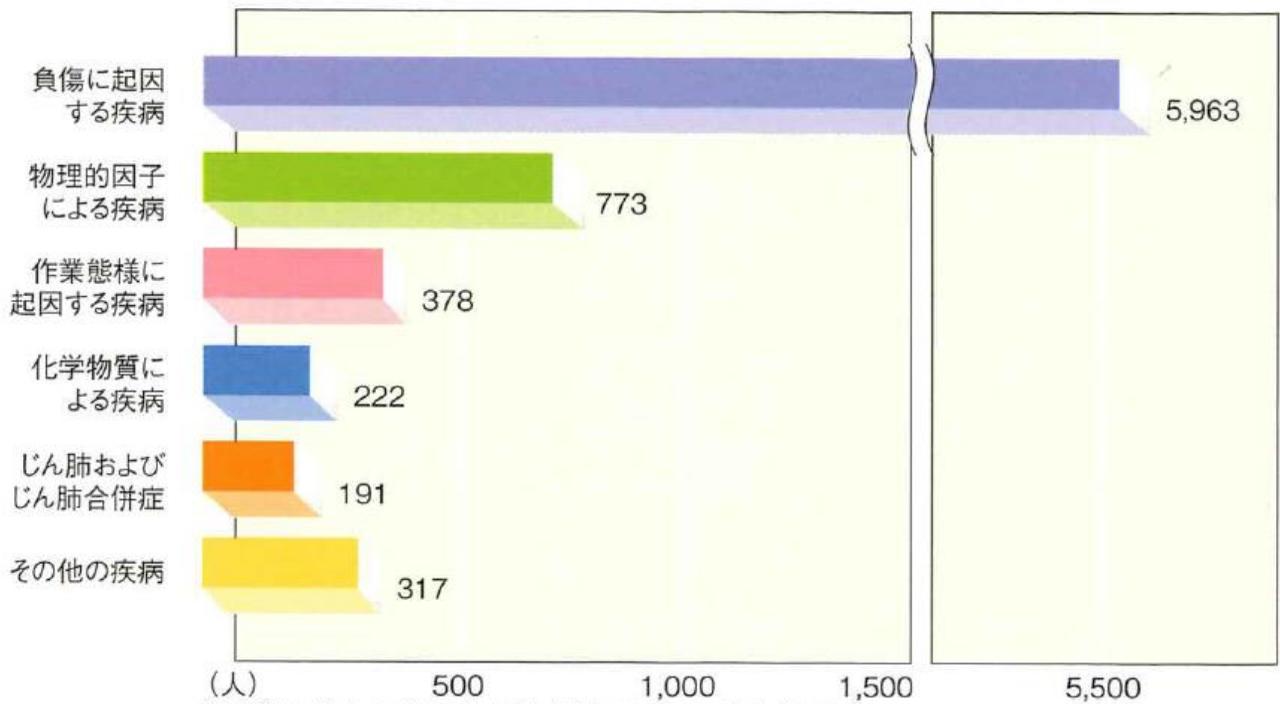
60,259人、前年同期比+7.0%



出典：労働者死傷病報告

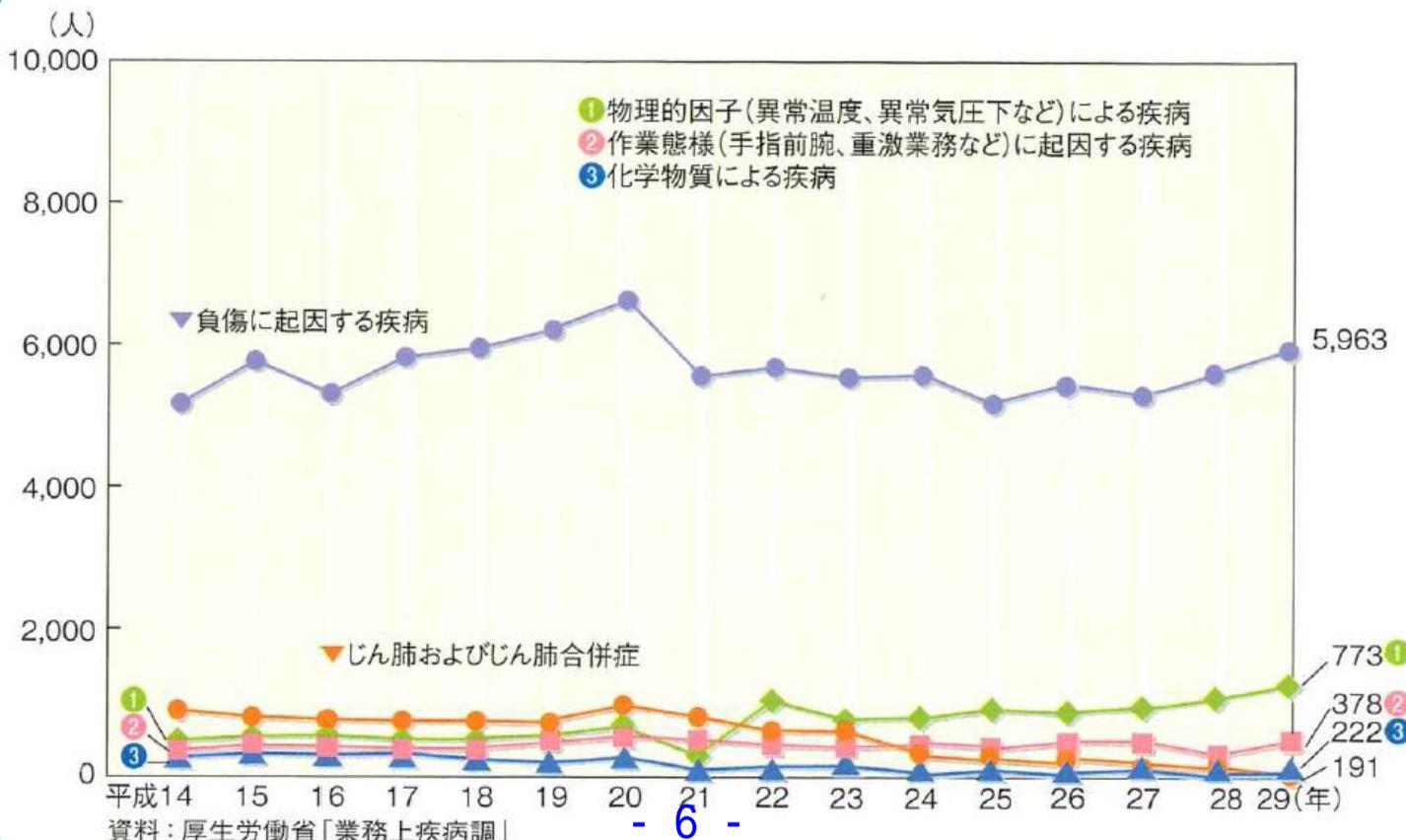
傷病分類別業務上疾病者数（H29） [全国]

平成29年には、業務上の負傷に起因する疾病者数が5,963人で、業務上疾病全体の7割を超えており、この中でも災害性腰痛が5,051人で、業務上の負傷に起因する疾病のうち8割以上を占めています。また、物理的因子による疾病は、773人となり、業務上疾病のうちの9.9%を占めています。



(注)「じん肺およびじん肺合併症」数は、管理4決定数と合併症り患件数の和(随時申請にかかるものを含む)
資料：厚生労働省「業務上疾病調」

年別業務上疾病者数 [全国]



資料：厚生労働省「業務上疾病調」

業務上疾病発生状況 [建設] (H29) [全国]

資料 1 建設業における業務上疾病の発生状況

1. 業務上疾病者数・年千人率の推移 (平成 25～29 年)

全産業の疾病者数 7,844 人のうち、建設業は 665 人で 8.5% (前年 8.4%) を占めている。

年	業種	建設業		全産業	
		疾病者数 (人)	疾病者数千人率	疾病者数 (人)	疾病者数千人率
平成 25 年		733	0.2	7,310	0.1
平成 26 年		705	0.2	7,415	0.1
平成 27 年		641	0.2	7,368	0.1
平成 28 年		622	0.2	7,361	0.1
平成 29 年		665	0.2	7,844	0.1

資料：厚生労働省「業務上疾病調」

(注)：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病者数年千人率 = $\frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$

2. 年次別業務上疾病発生状況 (平成 25～29 年)

平成 29 年の建設業の疾病者数 665 人のうち、負傷に起因する災害性腰痛が 230 人 (34.6%) と最も高い割合を占め、次いで異常温度条件による疾病が 144 人 (21.7%/うち熱中症は 141 人で 21.2%) を占めている。

(単位：人)

年	業種	平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		
		建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	
疾病分類	(1) 負傷に起因する疾病 (上記のうち災害性腰痛)	363 (223)	5,253 (4,388)	371 (212)	5,445 (4,583)	326 (201)	5,339 (4,521)	328 (195)	5,598 (4,722)	362 (230)	5,963 (5,051)	
	物に理よ る 因疾 子病	(2) 有害光線による疾病	-	9	1	3	1	5	2	9	-	5
		(3) 電離放射線による疾病	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
		(4) 異常気圧下による疾病	2	21	3	13	2	15	2	10	3	19
		(5) 異常温度条件による疾病 (上記のうち熱中症)	156 (151)	724 (530)	146 (144)	619 (423)	122 (113)	642 (464)	118 (113)	650 (462)	144 (141)	719 (544)
		(6) 騒音による耳の疾病	2	4	2	6	4	7	3	6	4	8
		(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	4	27	3	23	4	26	5	29	4	22
作起 業因 態す る に疾 病	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	4	86	6	124	10	125	5	75	7	115	
	(9) 負傷によらない業務上の腰痛	6	50	2	41	4	29	3	29	-	27	
	(10) 振動障害	2	2	-	3	1	5	1	2	2	4	
	(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	6	140	6	168	7	182	6	153	7	159	
	(12) (8)～(11)以外の原因による疾病	9	68	8	84	1	78	5	53	1	73	
(13) 酸素欠乏症	2	16	-	4	2	9	4	12	1	5		
(14) 化学物質による疾病 (がんを除く)	37	205	40	201	40	247	49	213	45	222		
(15) じん肺症及びじん肺合併症 (休業のみ)	111	334	93	263	92	251	71	210	56	191		
(16) 病原体による疾病	11	182	2	202	6	201	6	125	11	105		
がん	(17) 電離放射線によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(18) 化学物質によるがん	3	6	3	6	2	3	2	3	-	-	
	(19) (17)、(18) 以外の原因によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(20)(21)(22) 過重な業務による脳血管疾患心臓疾患等	15	183	19	209	17	204	12	184	18	207		
合計	733	7,310	705	7,415	641	7,368	622	7,361	665	7,844		

資料：厚生労働省「業務上疾病調」

(注)：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第 35 条によるものを整理したものである。

3. 「化学物質」は労働基準法施行規則別表 1 の 2 第 7 号に掲げる名称の化学物質である。

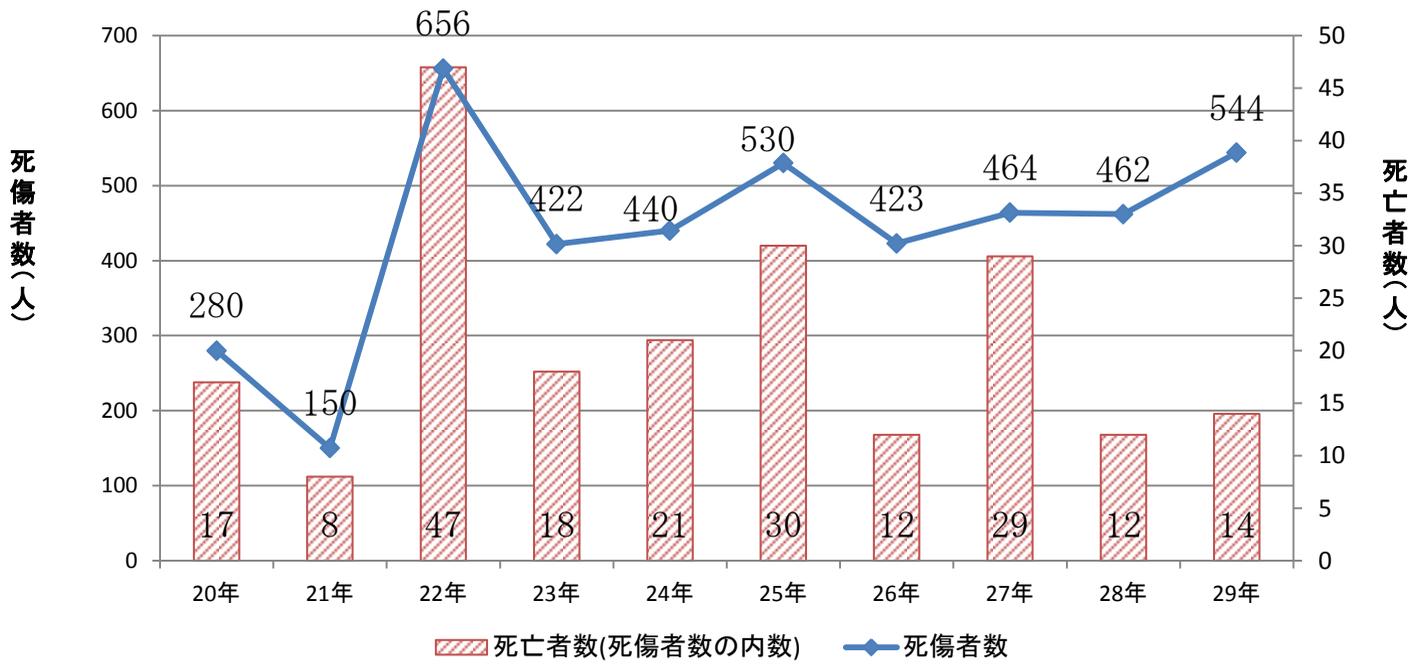
4. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年 3 月末日までに把握したものである。

平成29年の熱中症による死亡災害の詳細

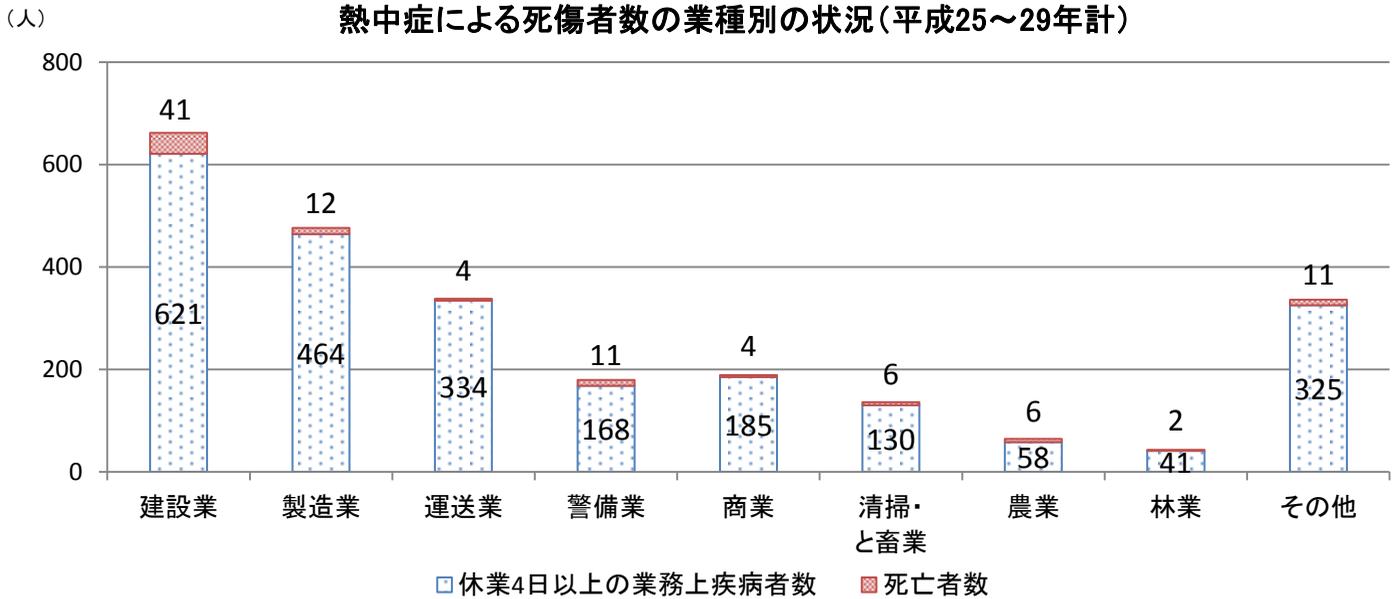
月	種業	代年	事案の概要
7	木工事業 その他の土	30歳代	被災者は災害発生当日の午前8時から、伐採された木等の運搬作業を、気温30℃を超える屋外で行った。適宜休憩をとっていたが、作業終了後の午後4時頃に被災者が倒れているところを発見された。日陰で安静にさせたが、嘔吐と痙攣を起こしたため、救急車で病院に搬送された。その後、死亡が確認された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.7℃。
7	屋建建築工事 鉄骨・鉄筋コンクリート造家	40歳代	被災者は災害発生当日、現場敷地内で不要となった電柱2本を抜いて持ち帰る作業を午前10時から行っていた。午後2時前に作業が終了し、事業主が電柱を運搬車に乗せ、先に現場を出た。その後、被災者が建柱車で現場を出たところ、現場付近公道の溝に建柱車の左後輪を脱輪した。被災者は脱輪復旧を試みたが復旧できず、運転席でぐったりしているところを発見された。病院に搬送後、死亡が確認された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は32.1℃。
7	業 建築工事 その他の	20歳代	被災者は災害発生当日、酒蔵の屋根で、金属製カバーを運搬する作業を行っていた。作業終了後屋根上で単線回収作業を行い、その後行方不明となった。他の作業員が捜索したところ、屋根上で意識不明の状態が発見された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.3℃。
7	警備業	30歳代	被災者は、災害発生当日の午前9時から宅地造成工事現場の警備業務に従事していた。午後3時頃現場作業が終了し、工事関係者が現場の片付けを行っていたとき、被災者が体調不良となったため、救急車で病院へ搬送した。しかし、翌日搬送先の病院で、熱中症による多臓器不全により死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は27.3℃。
7	工事業 造建築 SRC	40歳代	被災者は災害発生当日、住宅新築工事現場で、擁壁の型枠建込み作業中にけいれんを起こして倒れ、病院へ搬送されて入院中であつたが、約2か月後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は28.1℃。
7	警備業	40歳代	被災者は災害発生当日、個人住宅の上水道引き込み工事現場で、道路誘導員として現場に入場していた。午前10時頃から体調が悪化し、呼びかけにも答えられないような状況となった。その後救急搬送されたが、4日後に死亡が確認された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.5℃。
7	業 建築工事 SRC造	40歳代	被災者は災害発生当日の午前9時から気温30℃を超える状況でコンクリート打設作業に関する左官工事を開始した。午後4時30分頃、被災者が屋上の作業場で倒れている状態が発見され、救急車で病院に搬送されたが、午後12時頃に死亡が確認された。 ・災害当日午後3時に現場で測定されたWBGT値は30℃。
8	通信業	50歳代	倉庫作業場で、パレットからフリーローラーに荷物を降ろすピッキング作業に従事していた。午前の作業終了後に休憩に入り、休憩後に休憩室から出ようとしたところ、歩行不能となり病院へ救急搬送された。療養中であつたが翌日死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.4℃。
8	木工事業 その他の土	50歳代	被災者は災害発生当日、法面防護フェンスに絡んだつる草を鎌で刈り取る作業(除草作業)を終日行い、終業後帰宅しようとして事業場敷地内の駐輪場へ移動した。その後、駐輪場で意識不明の状態で見られているところを発見され、意識不明の状態が続いていたが、約1か月半後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は26.9℃。
8	工事業 その他の土木	50歳代	被災者は災害発生当日、道路脇の草刈作業を行っていたが、午後4時20分頃に熱中症の症状が見られたため、休憩するよう指示を受けた。トラックで休憩するため、被災者は歩いて向かった。しかし、その後行方が分からなくなり、周囲を探したところ、近隣の建物の駐車スペースで意識の無い状態で見られた。その後、病院に搬送されたが、3日後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.2℃。
8	業 建築工事 その他の	70歳代	被災者は災害発生当日、平屋建家屋の解体工事現場で、熱中症により倒れ、コンクリート床上に頭部を強打した。保護帽を着用していたが、あご紐が緩かったため、転倒時に外れた。病院に搬送され治療を受けていたが、頸髄損傷により7日後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.4℃。

熱中症災害発生状況 [全国]

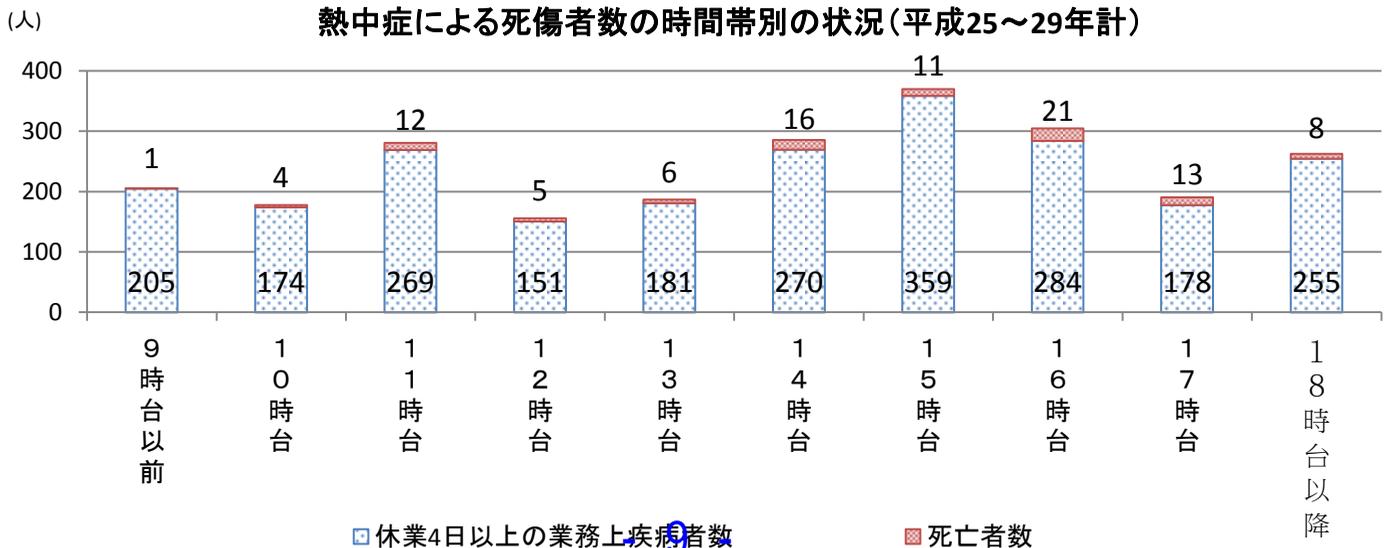
職場における熱中症による死傷者数の推移



熱中症による死傷者数の業種別の状況(平成25~29年計)

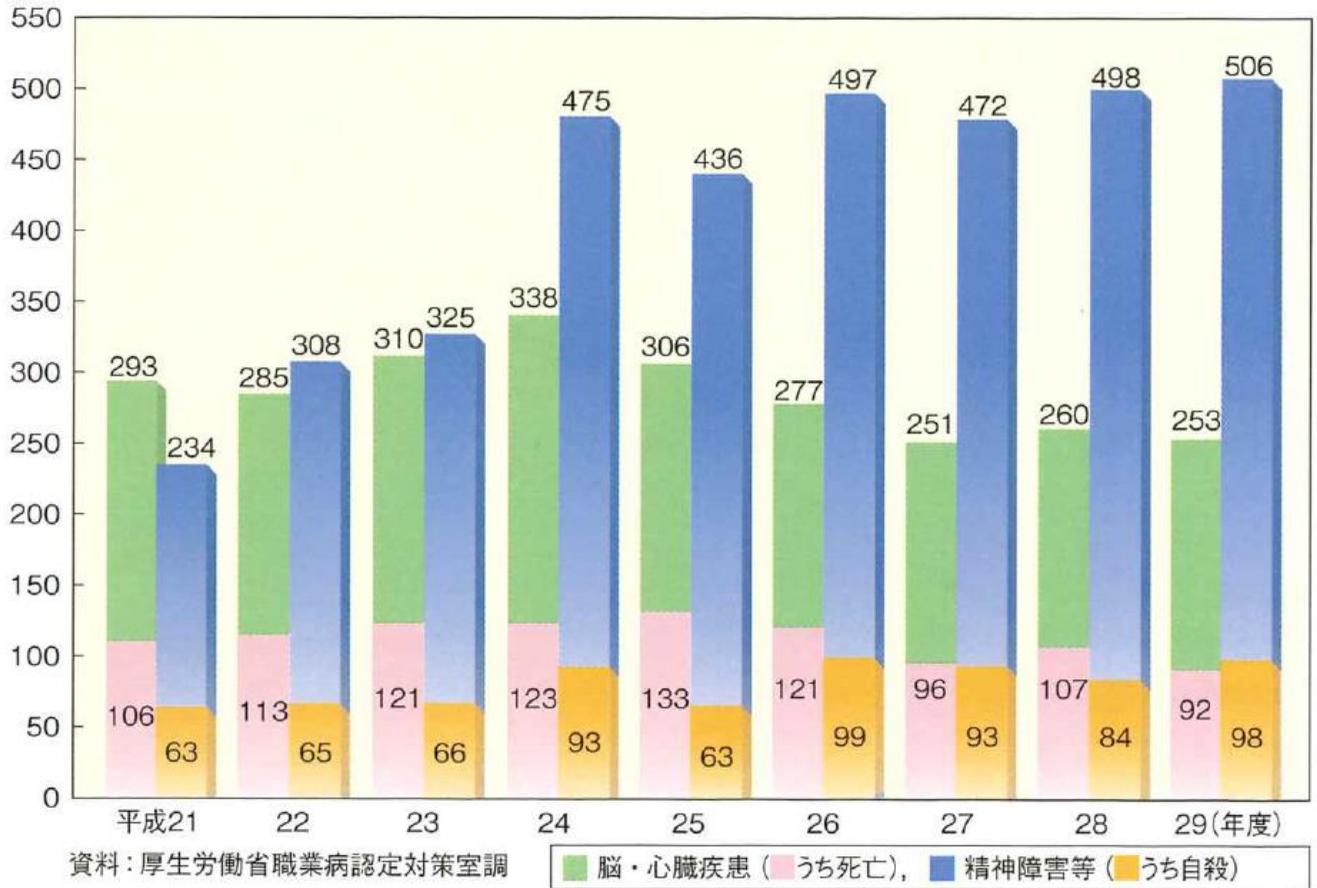


熱中症による死傷者数の時間帯別の状況(平成25~29年計)



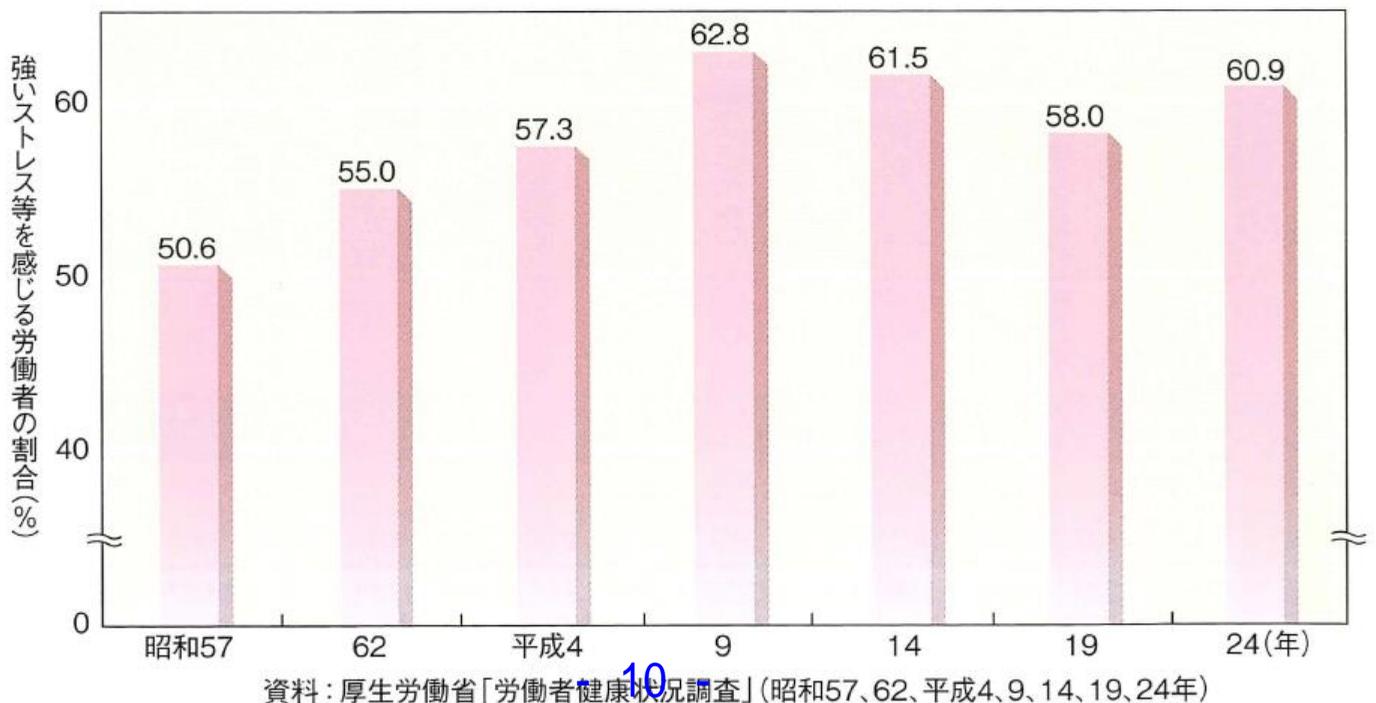
脳・心臓疾患および精神障害等に係る労災補償の支給決定件数の推移

平成29年度は過重な労働による脳・心臓疾患に係る労災補償の支給決定件数は253件と前年度比7件の減少、また強い心理的負荷による精神障害等に係る労災補償の支給決定件数は506件と前年度比8件の増加となりました。



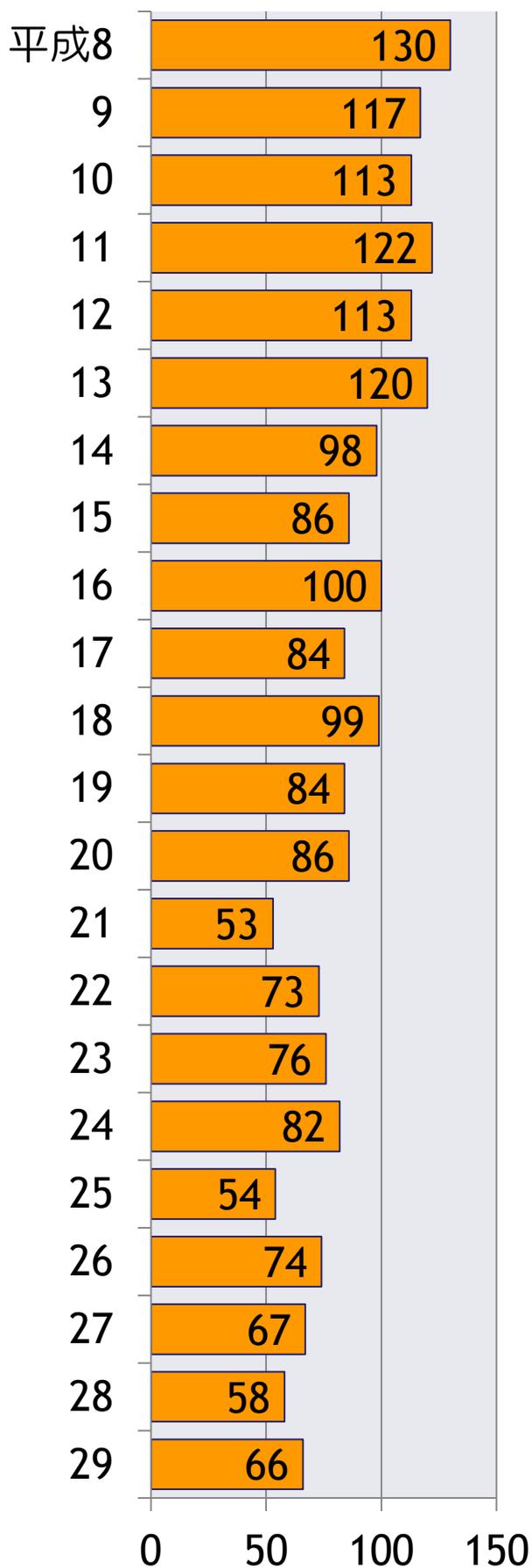
強い不安、悩み、ストレスがある労働者の推移 [全国]

強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者は昭和57年には約5割でしたが、平成9年以降は6割に達し、ほぼ6割前後で推移しています。

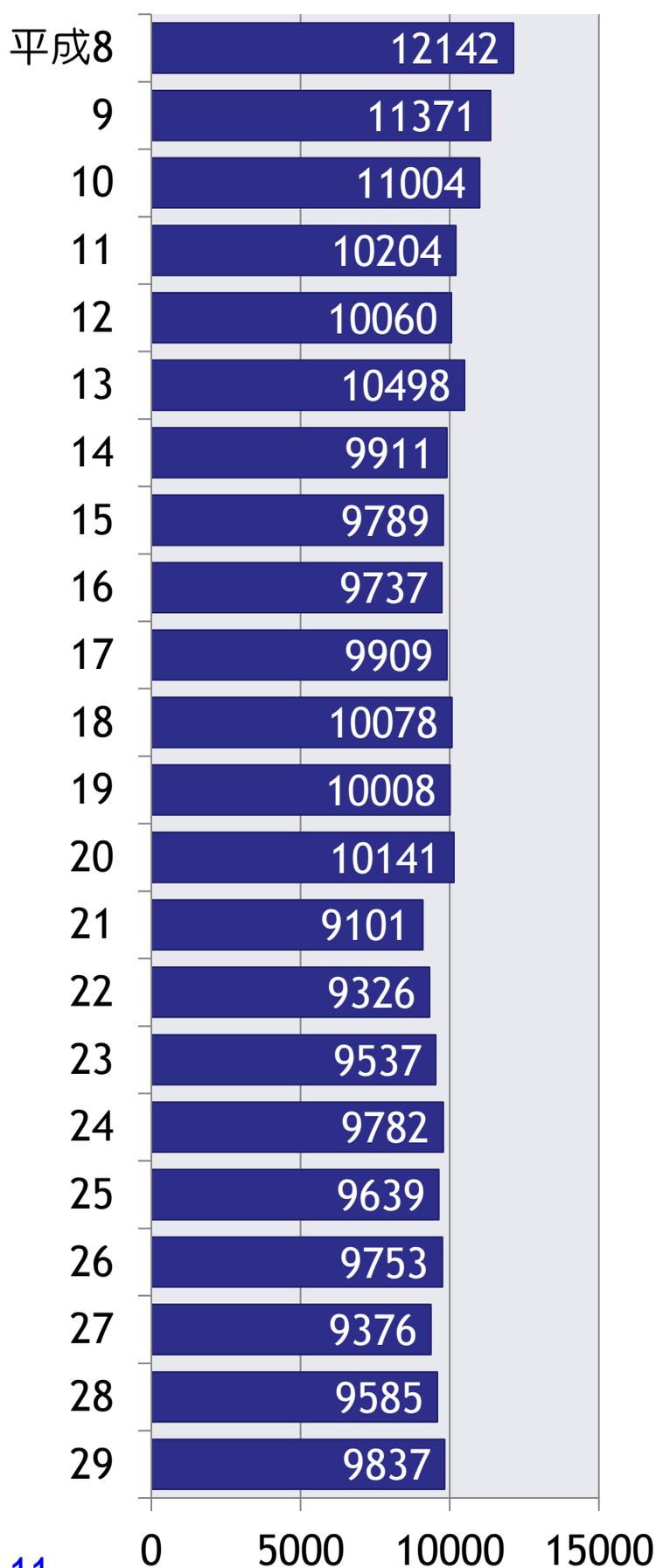


全産業における死傷者数の推移 [東京]

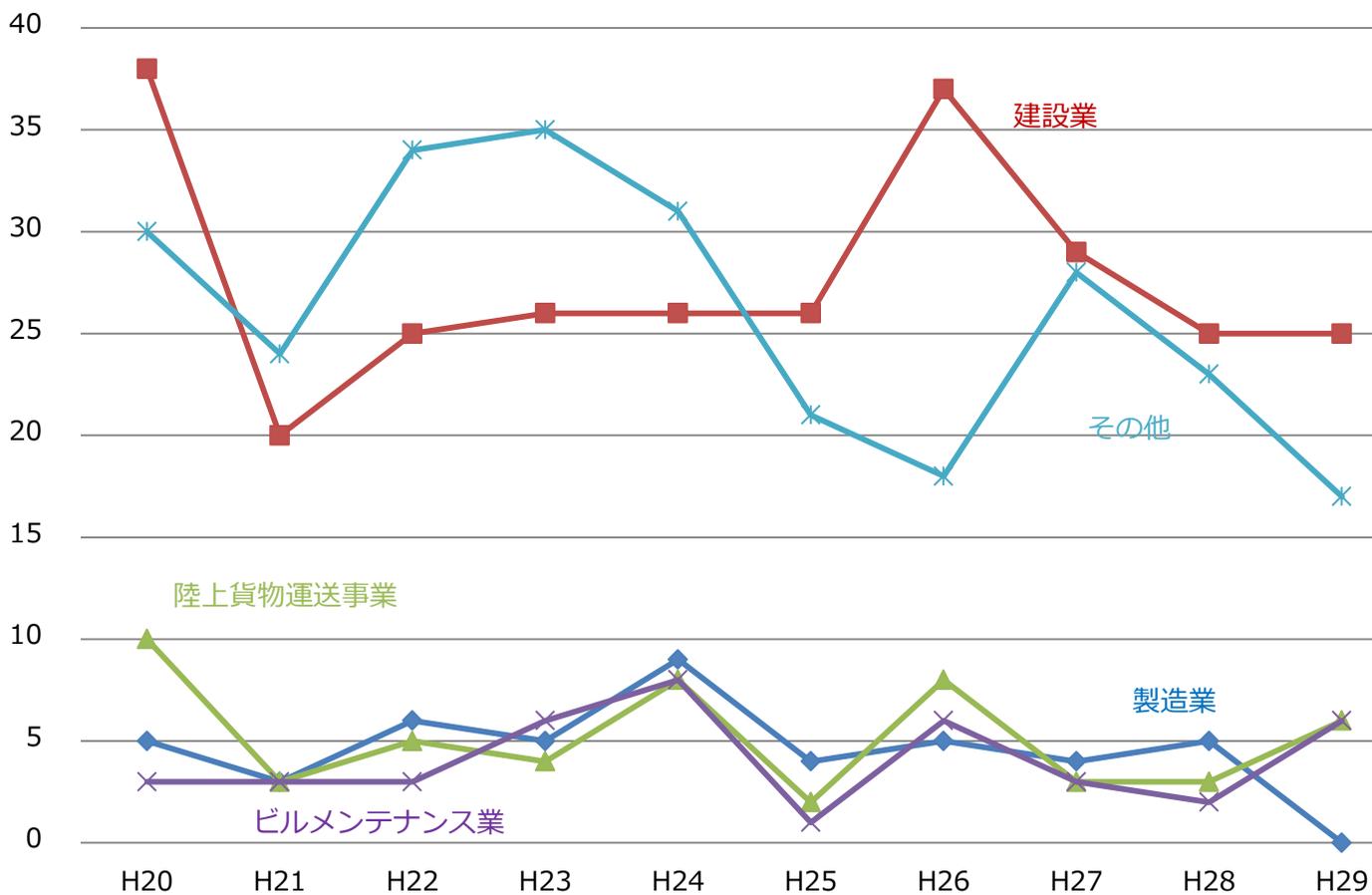
死亡



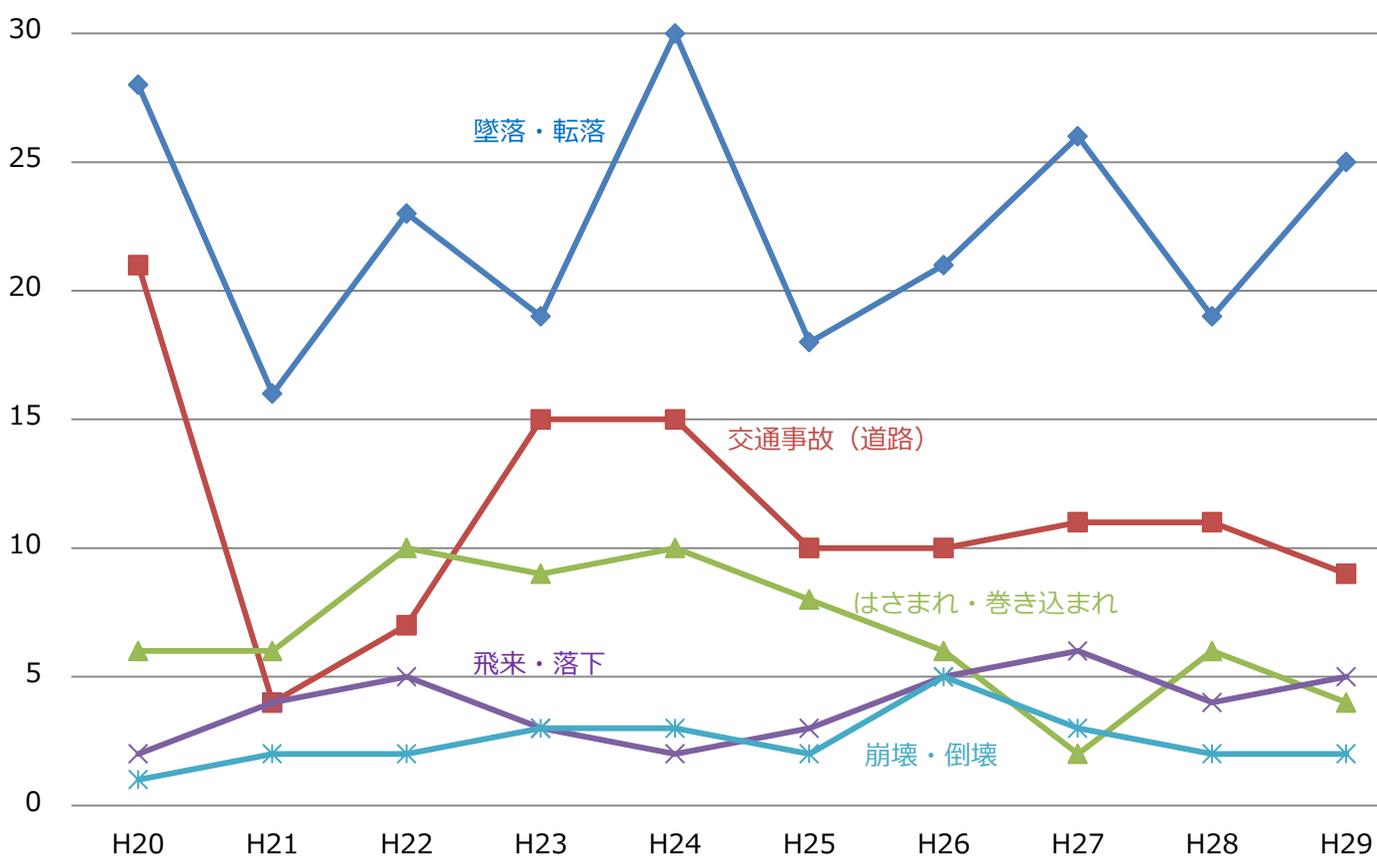
死傷 (死亡+休業4日以上)



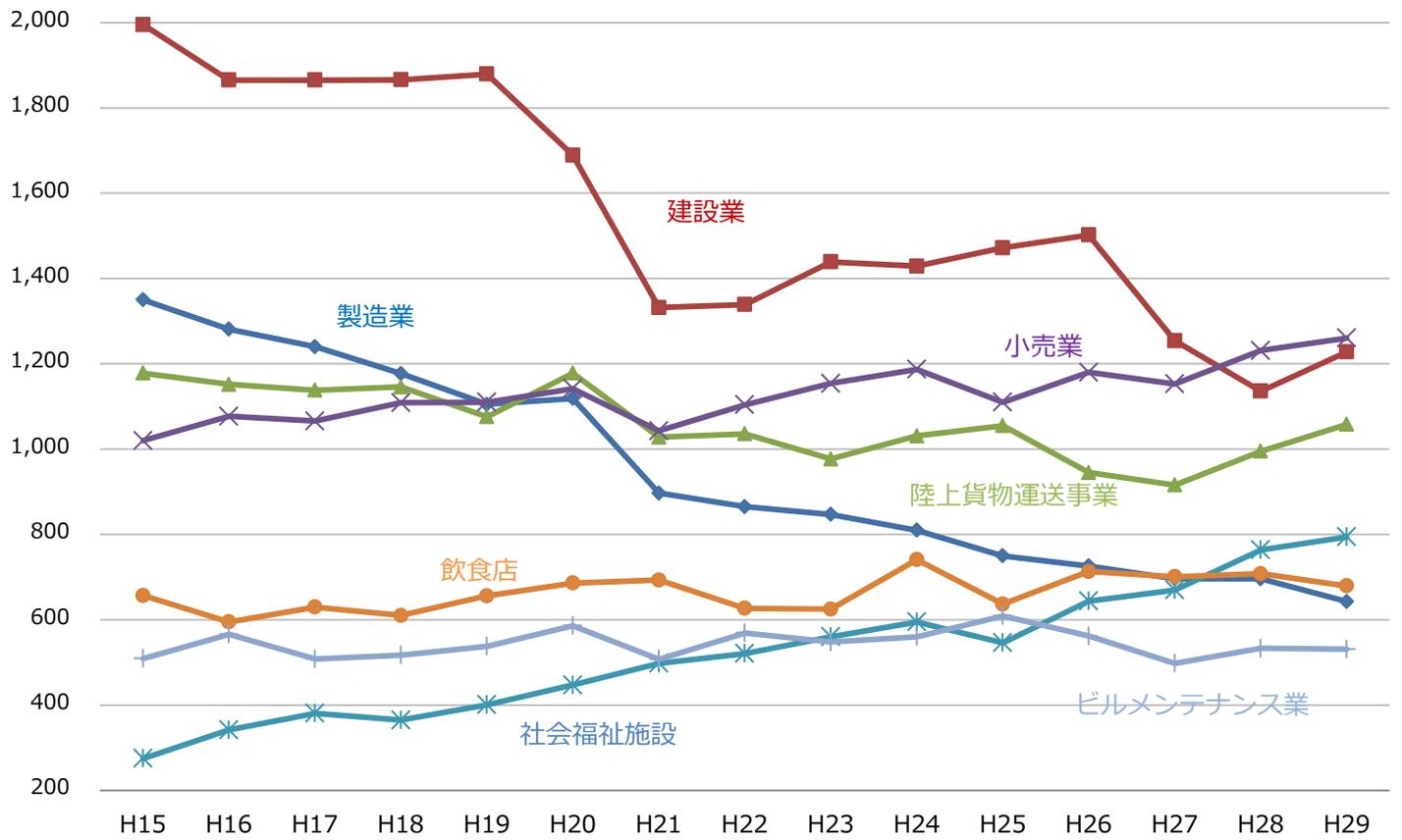
業種別・死亡災害発生状況の推移（H20-H29） [東京]



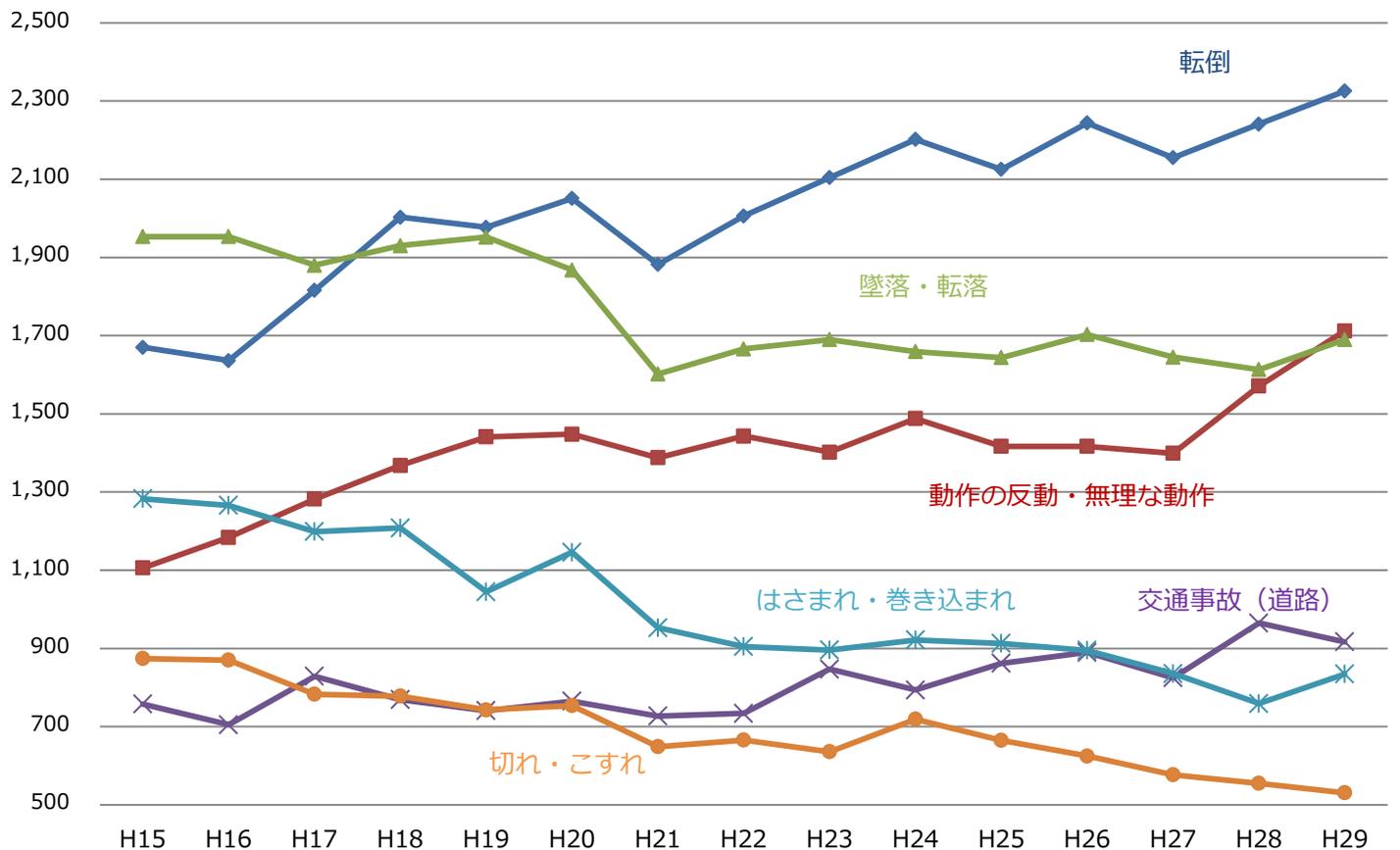
事故の型別・死亡災害発生状況の推移(H20-H29) [東京]



業種別・死傷災害発生状況の推移（H15-H29） [東京]



事故の型別・死傷災害発生状況(H15-H29) [東京]



第13次 青梅署労働災害防止計画

初年度（2018）Plan

I 第13次労働災害防止計画の目標

厚生労働省では、2018年度（平成30年度）を初年度とし、2022年度（平成34年）までに2017年（平成29年）比で労働災害による死亡者数を15%以上減少、死傷者数（休業4日以上）を死傷年千人率で5%以上の減少を図ること等を目標とした、「第13次労働災害防止計画（以下、「13次防」という）」を策定し、これを踏まえた「東京労働局労働災害防止計画～Safe Work「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」～」の策定（死亡者数を15%以上、死傷者数を5%以上、第三次産業の死傷年千人率で5%以上の減少）を受け、青梅労働基準監督署は平成30年4月に第13次の「青梅労働基準監督署 労働災害防止推進計画」を策定した。

当署においては

- 1) 死亡災害を発生させない（2022年まで死亡災害をゼロとする（12次防期間中の最少である0人以下））
- 2) 休業4日以上の労働災害の減少
2022年（平成34年）の死傷者数を290人以下とする（12次防の目標である290人以下とする）
- 3) 重点業種（製造・建設・陸運・三次）を設定し、あらゆる機会を通じて事業場に対する指導、支援等の強化を図る。

【小目標】

- ① 製造業及び建設業の死亡災害を発生させない
- ② 第三次産業の労働災害の減少（2017年と比較して2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる）
※小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業の労働災害防止等対策を重点的に講じ減少を図る
- ③ 転倒災害等の行動災害による死傷災害の占める割合の減少（青梅署STOP転倒災害プロジェクト）
- ④ ストレスチェックにかかる集団分析の活用割合向上のため、集団分析実施割合の向上を図る

以上3項目及び小目標（4項目）と対策を掲げ、5か年の取組を行う。

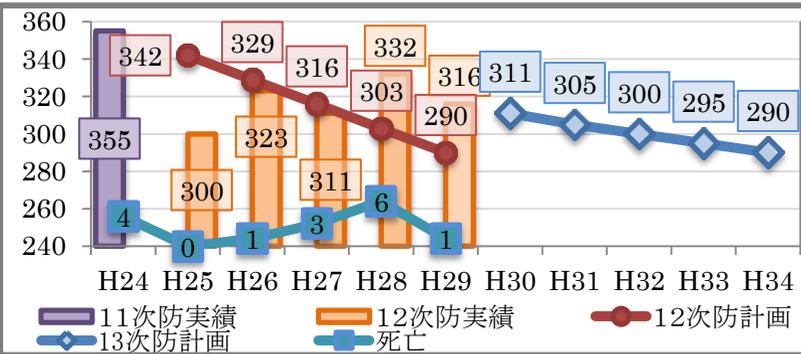
II 第12次労働災害防止計画（以下、12次防）期間中における全産業の労働災害の推移

（1）青梅署12次防期間中における「休業4日以上の労働災害」の発生状況と13次防目標

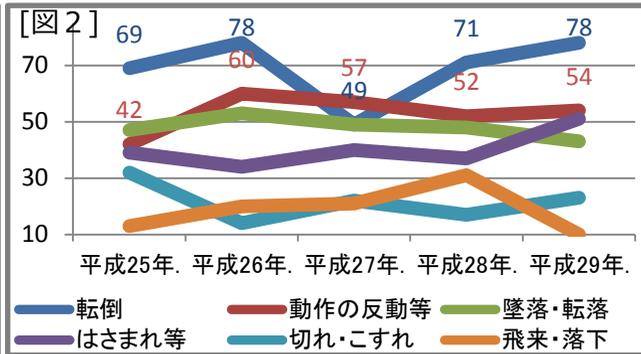
12防期間中の死傷者数は、最終年までの5か年で1582人、最終年の死傷者数は316人と12次防期間中の目標である290人を大きく上回る結果となった。そのため、東京労働局が示す13次防計画減少目標の5%を超えて、当署における減少目標率（8%、290人）を設定し13次防計画に取り組むこととした。

重点業種別の災害発生状況では、平成24年と比較して、運送交通業、第三次産業において増加となり、製造業、建設業では減少となった。また、第三次産業の重点業種別では「小売業」「社会福祉施設」で平成24年に比べ増加となり「飲食店」「清掃業等」では微減少であった。

【図1】12次防計画の達成状況及び13次防計画（休業4日以上の推移）



【図2】12次防期間中の事故の型別死傷災害発生状況



事故の型別では「転倒」による災害が最も多く12次防期間中で345人（21.8%）、増減を繰り返しているものの、近年は増加傾向にある。次いで腰痛等に代表される「動作の反動、無理な動作」災害、機械災害での発生が多い「はさまれ巻き込まれ」災害、「墜落・転落」災害、「切れ・こすれ」災害等となっている。

「転倒」「動作の反動等」の労働者の行動に起因する災害の発生が多く、引き続き「青梅署STOP転倒災害プロジェクト」等の推進を通じ、危険の見える化等事例の周知等を図り当該災害を含めた労働災害防止への取組を行う。

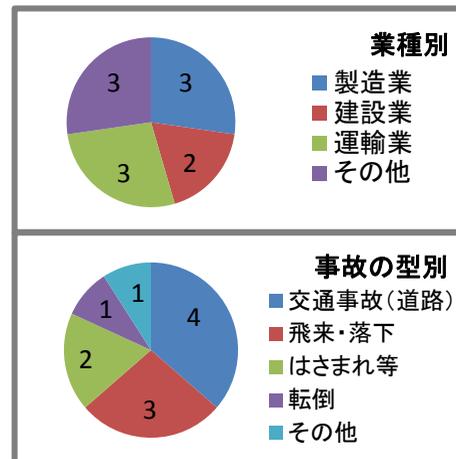
（2）死亡災害発生状況の推移

12次防期間中の死亡者総数は、11人である。目標値は最終年で「0人」で、初年度に目標値を達成したものの、次年度以降死亡災害が毎年発生したものである。

事故の型別では交通事故による災害が最も多く、墜落による災害は無かった。業種別では製造業、建設業、運輸交通業において死亡災害が発生している状況で、その他、林業、商業においても死亡災害が発生した。

13次防においては、再度“死亡災害ゼロ”を目標に取組を14行う。

【図3】12次防期間中の死亡災害



全産業における死傷者数 (H29) [青梅署]

H29青梅署管内労働災害発生状況

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
342 329 316 303 290

青梅署12次防目標値→

死亡 災害発生状況(確定値)	現在 1 件
死傷 災害発生状況(確定値)	現在 316 件
前年同期	6 件
前年同期	332 件

死亡 災害発生状況(確定値)	現在 1 件
前年同期	6 件

青梅署12次防(5年目)目標値	290 件以内
死傷(4日以上) (前年比)	290 (-12.65%)
死亡	0 件以内

達成率(死傷)
(確定値) **316件/290件 超過 (9%)**

達成率(死亡)
(確定値) **1件/0件 超過 (100%)**

増減率(%)	増減率(%)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別目標及び実績 (5年目)実績(月別)→	35	59	88	122	146	169	203	225	243	277	301	316
前年実績(月別速報値)→	34	69	91	117	141	171	200	230	260	282	309	332
署12次防(5年目)目標値(月別)→	25	49	74	98	123	147	172	196	221	245	270	290

平成29年 死傷災害発生状況 (確定値)

署別・業種別	増減率(%)												合計							
	製造業	建設業	土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業		接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業
青梅	59	35	17	15	3	46	42	2	51	47	49	22	15	12	1	30	4	4	10	316
増減率(%)	65	48	19	28	4	42	34	5	52	46	41	24	9	8	4	36	4	4	11	332
全業種中の割合	-9.2	-27.1	-10.5	-46.4	-25.0	9.5	23.5	-60.0	-1.9	2.2	19.5	-8.3	66.7	50.0	-75.0	-16.7	400.0	0.0	-9.1	-4.8
	18.7%	11.1%	5.4%	4.7%	0.9%	14.6%	13.3%	0.6%	16.1%	14.9%	15.5%	7.0%	4.7%	3.8%	0.3%	9.5%	1.3%	1.3%	3.2%	100.0%

(注1) 上段は本年12月末日現在(確定値)
下段は前年同期(確定値)

平成29年 死亡災害発生状況 (確定値)

署別・業種別	増減率(%)												合計							
	製造業	建設業	土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業		接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業
青梅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
全業種中の割合	-	-	-	-	-	100%	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%

(注) 上段は本年12月末日現在(確定値)
下段は前年同期(確定値)

全産業における死傷者数 (H30) [青梅署]

H30青梅署管内労働災害発生状況

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
311 305 300 295 290

青梅署13次防目標値→

死傷 災害発生状況(7月31日現在)

現在 **168** 件

前年同期 **160** 件

死亡 災害発生状況(7月31日現在)

現在 **0** 件

前年同期 **0** 件

増減率(%) **5.0** %

月別目標及び実績 (1年目)実績(月別)→	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年実績(月別速報値)→	40	68	99	124	145	160	168					
署13次防(1年目)目標値(月別)→	26	51	77	102	128	153	179	204	230	255	281	311

増減率(%)

7月度	7月	8月	9月	10月	11月	12月
達成率(死傷) (速報値)	168件/179件 (-6.1%)					
達成率(死亡) (速報値)	0件/0件 (0%)					

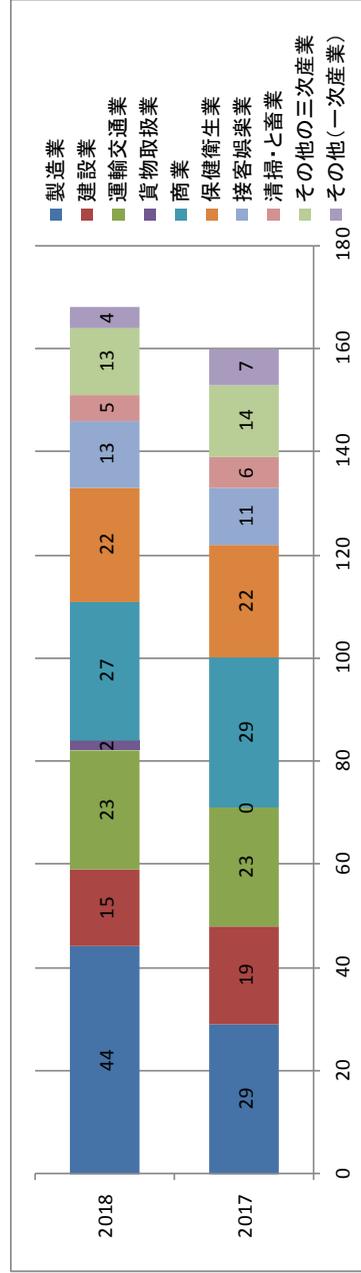
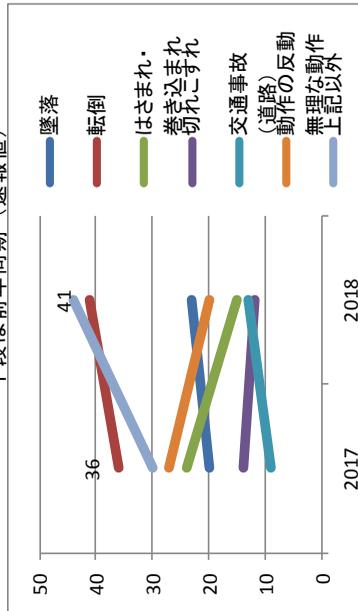
平成30年 死傷災害発生状況 (平成30年7月末日現在)

1 署別・業種別

業種	平成30年7月末日現在												青梅労働基準監督署									
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建設工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	署計	
青梅	44	15	1	12	3	2	23	20	2	27	22	22	13	11	5		10				4	168
増減率(%)	27	19	11	5	1	3	23	20	29	-6.9	-21.4	0.0	18.2	6	6	-	9	1	2	7	160	
全業種中の割合	63.0	-21.1	-90.9	140.0	200.0	-33.3	0.0	0.0	200.0	-6.9	-21.4	0.0	18.2	83.3	-16.7	-	11.1	-100.0	-100.0	-42.9	5.0	
	26.2%	8.9%	0.6%	7.1%	1.8%	1.2%	13.7%	11.9%	1.2%	16.1%	13.1%	7.7%	6.5%	3.0%	0.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	2.4%	100.0%	

(注1) 上段は本年7月末日現在 (速報値)

下段は前年同期 (速報値)



(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上以上の災害。

平成30年度 全国労働衛生週間実施要領

1. 趣旨

本年度の全国労働衛生週間は、厚生労働省の「平成30年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、**9月1日から30日までを準備期間**、**10月1日から7日までを本週間**として、次のスローガンのもとに展開される。

この全国労働衛生週間を契機に、経営トップをはじめとした関係者は、労働者の健康保持・増進等の重要性についてさらに認識を深め、心身ともに健康で、誰もが安心して働ける快適な職場づくりを目指し、効果的な労働衛生管理活動を実施する。

スローガン

こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革

2. 会員が実施する事項

会員は本実施要領をもとに、企業の実態に即して必要な項目を盛り込んだ実施計画を作成し、積極的に推進する。また、実施計画の作成にあたっては「平成30年度 建設業労働災害防止対策実施事項」に掲載の「職業性疾病予防対策及び健康の保持増進のための具体的対策」等も活用する。

○ 準備期間（9/1～9/30）の実施事項

重点事項

- (1) ストレスチェック及び面接指導の実施と、面接指導結果に基づき事業主が講ずるべき適切な措置の実施
- (2) 建設現場における安全施工サイクル（安全朝礼、KYミーティング及び巡視等）を活用した、心身の健康状態や体調についての確実な把握
- (3) 建災防に設置されたメンタルヘルス対策の相談窓口の活用
- (4) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

1 労働衛生管理体制の充実

- (1) 店社及び作業所を通じての一貫した労働衛生管理体制の見直しと充実
- (2) 店社、作業所の安全衛生計画に基づく労働衛生管理活動の一層の推進
- (3) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定・実施
- (4) 改定した建設業労働安全衛生マネジメントシステム（ニューコスモス）の導入と実施

「改訂 COHSMSガイドライン（平成30年4月から有効）」

2 作業環境管理の充実

- (1) 粉じん等や有害要因にさらされる作業場における作業環境測定の実施と、その結果に基づく作業環境の改善
- (2) 作業現場や寄宿舍等における避難・警報・消火設備等の点検・整備と、各種訓練の実施
- (3) 高年齢作業や女性に配慮した休憩室やトイレの設置
- (4) 事務所や現場の緑化等、快適な職場環境形成の推進

3 作業管理の充実

- (1) 工法・機械・設備・作業手順・作業方法等について、労働衛生面からの見直しと改善
- (2) 適切・有効な保護具等の選択と使用及び保守管理の徹底
- (3) 自動化・省力化等による作業者の負担軽減の推進

4 健康管理の充実

- (1) 一般健康診断及び特殊健康診断の確実な実施
- (2) 各健康診断の結果に基づく有所見者及び長時間労働者について、産業医等への情報提供及び面接指導、医師の意見を勘案した適正配置や作業時間短縮等の実施
- (3) 病気を治療しながら働く人に関する理解の促進

5 労働衛生教育の充実

- (1) 建設業に不慣れな者（新規参入者や新規雇入れ者）への安全衛生教育の推進
- (2) 労働衛生に配慮した健康教育の実施及び建設従事者教育受講の推進
- (3) 危険有害業務従事者への特別教育または特別教育に準じた教育の徹底
- (4) 各種保護具の適切な使用方法等に関する教育の徹底

6 職業性疾病予防対策の充実

(化学物質)

- (1) ラベル（絵表示）、SDS（安全データシート）等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質（交付義務673 物質）取扱い作業のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく低減措置の実践（「ラベルでアクション」の取組の推進）
- (2) 有機溶剤等の危険性・有害性が高い化学物質を取り扱う作業における、適切な保護具の選定と着用

(粉じん)

- (1) 建築物の解体工事等における湿潤化及び粉じん等の飛散防止対策の徹底
- (2) ずい道建設工事におけるトンネル掘削・ずり積み・コンクリート吹付け等の坑内作業における換気・排気等措置の徹底
- (3) 屋外におけるアーク溶接作業、岩石・鉱物の研磨作業、ばり取り作業等における粉じん発散低減対策及び有効な呼吸用保護具等の使用の徹底

(石綿等)

- (1) 石綿等を使用した建築物の解体工事等における、適正な隔離、隔離空間の負圧化等による飛散防止対策の徹底
- (2) 石綿等の除去作業において有効な呼吸用保護具等の使用の徹底

6 職業性疾病予防対策の充実（つづき）

（その他）

- （1）腰痛・振動障害・騒音障害等による職業性疾病予防のための、作業時間・作業量・作業姿勢・作業方法の検討及び改善の推進
- （2）屋内・坑内等での内燃機関使用場所や、酸素欠乏危険場所等における、有効な呼吸用保護具等の使用及び換気・排気等措置の徹底

7 健康確保対策の充実

- （1）過重労働（時間外・休日労働等）による健康障害防止対策の推進と年次有給休暇の取得促進
- （2）長時間労働者に対する面接指導等の実施の徹底
- （3）職場における受動喫煙防止対策の実施と禁煙の促進

○本週間（10/ 1～10/ 7）の実施事項

1 労働衛生意識の高揚

- （1）経営トップ等による、作業員全員に対するメッセージの伝達
- （2）店社または作業所単位の安全衛生大会の開催
- （3）労働衛生に関する標語等の募集と表彰
- （4）健康確保や快適な職場づくりに積極的な協力会社及び作業グループ等に対する表彰
- （5）家庭における健康保持に関する知識の普及

2 安全衛生活動の実施

- （1）経営トップ等による、作業所や寄宿舍等へのパトロールの実施
- （2）作業所一斉の4 S活動（整理・整頓・清掃・清潔）による環境整備の徹底

3 安全衛生教育・訓練等の実施

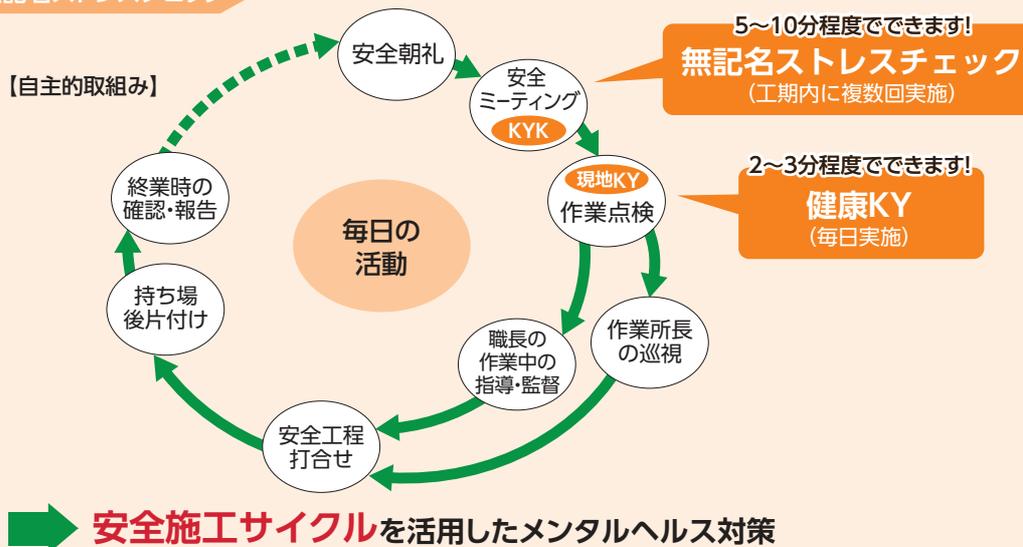
- （1）労働衛生に関する勉強会や講演会等の実施
- （2）職場安全衛生懇談会等の開催
- （3）現場緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

4 そのほか、本週間にふさわしい行事及び期間中の行事に係る反省会の実施

建設現場のメンタルヘルスと 職場環境改善

建災防では、建設現場におけるメンタルヘルスと職場環境改善対策として
「**建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック**」
の普及に取り組んでいます。

建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック

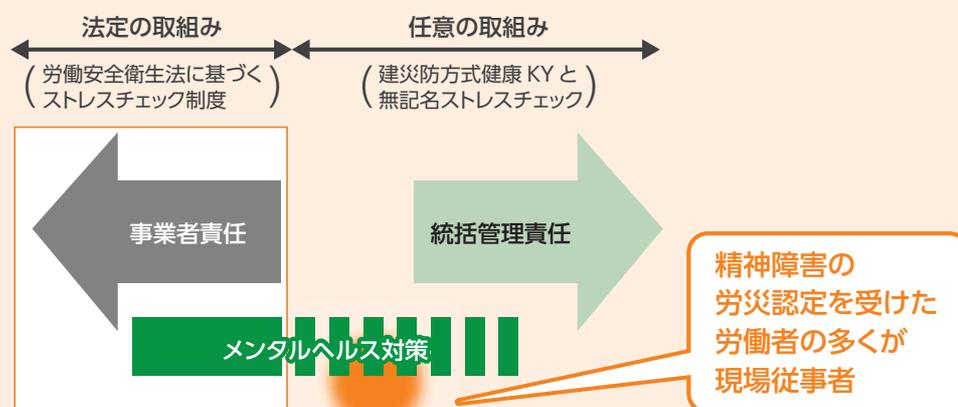


「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」とは、建設現場の安全施工サイクルに組み込んで実施する次の2つの取組をいいます。

健康KYは、KY活動において睡眠、食欲、体調に関する3つの問いかけを職長から各作業員に毎日繰り返し行い、日々の体調の変化を把握する取組です。

無記名ストレスチェックは、安全朝礼等、現場に従事する元請社員、作業員全員が集まる場で一斉に実施するもので、その分析結果を踏まえて、より働きやすい職場環境を実現するための取組で、工期内に複数回実施します。

事業者責任と統括管理責任からみたメンタルヘルス対策



「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」は、建設現場の統括管理体制の中で実施する自主的な取組です。



建設現場でのメンタルヘルス対策の必要性

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律」(建設職人基本法)に基づく基本計画

第2-5

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

…各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と利活用促進を図る。

○建設工事従事者の多くがストレスを受ける場合は、建設現場

建設労働者の多くが就労する場合は建設現場であり、精神障害発症にかかる労災補償状況をみると、建設現場従事者が被災労働者となった事例が多く見られます。こうしたことを踏まえると、その働く場である建設現場においてストレスへの対処を行うことが効果的であると考えられます。

○メンタルヘルス対策は、不安全行動防止に効果的

例えば、ついうっかりといった不安全行動が招く労災事故の背景には、少なからず不眠・疲労等の因子が関連しているケースがあります。慢性的な睡眠不足や高ストレスの状態が続くと、体内のホルモンバランスが崩れ、脳血流が低下し認知機能に影響を与えることが知られています。「不安全行動」防止の観点からもメンタルヘルスの視点を取り入れることが大切です。



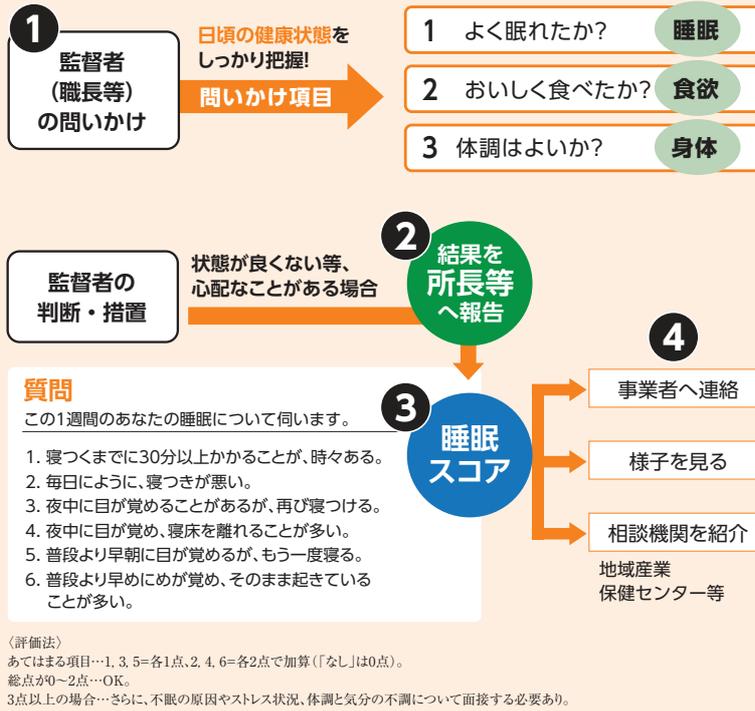
労働災害ゼロを目指すには、メンタルヘルス対策が必要不可欠

建災防では、これまで建設業の労働災害ゼロを目指した様々な活動に取り組んできました。昨今、社会問題となった過労死・過労自殺事案に端を発する過重労働対策・働き方改革の社会的ニーズに応えるためには、従来の取組に加え、建設工事従事者の「心身の健康」に着目した新たな取組が必要であると考えます。

このため、メンタルヘルス対策を、法的に事業者求められるものにとどまらず、建設現場での自主的な取組も併せて進めることによって、精神面からの不安全行動の防止等、真に実効性のある労災ゼロ活動へと進化させ、広く建設業に従事する人々にとっての安全・安心で快適な職場環境の形成に寄与したいと考えます。



健康KYの進め方



①作業前に実施する現地KYにおいて、職長から各作業員に対し、

- 1 よく眠れたか?
- 2 おいしく(ご飯を)食べたか?
- 3 体調はよいか?

という3つの問いかけと姿勢や表情等の観察を行い、健康状態を把握します。

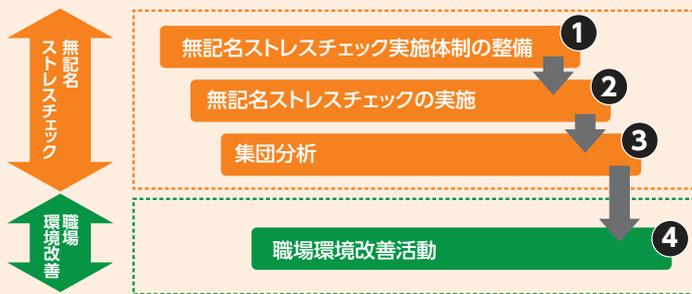
②健康KYを行ったところ、作業員の体調に心配なことがある場合、職長は作業所長等へ報告します。

③報告を受けた作業所長等は、直ちに相談機関等へ連絡した方がよいと判断できる場合を除き、より詳しい健康状態を確認するため「睡眠スコア」を実施します。

④「睡眠スコア」実施の結果、総点数が3点以上の場合、当該作業員が所属する事業場へ連絡するか相談機関等を紹介します。また「睡眠スコア」の総点数が3点未満の場合は様子を見ます。

建災防方式無記名ストレスチェック

無記名ストレスチェック実施から職場環境改善活動までのフロー



職業性ストレス簡易調査票 (23項目)		A		B		C	
職業性ストレス簡易調査票 (匿名集計用)		1	2	3	4	5	6
A. 最近の生活についてお聞きします。 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
B. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
C. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
D. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
E. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
F. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
G. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
H. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
I. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
J. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
K. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
L. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
M. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
N. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
O. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
P. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
Q. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
R. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
S. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8
T. 職場生活に満足していると感じていますか。							
1. 非常に満足していると感じています。	2. 満足していると感じています。	3. どちらでもないと感じています。	4. 満足していないと感じています。	5. 非常に満足していないと感じています。	6. 全く満足していません。	7. 分からない	8. その他
1	2	3	4	5	6	7	8

職業性ストレス簡易調査票 (23項目)
※拡大図は5頁

①無記名ストレスチェック実施体制の整備

無記名ストレスチェック実施にあたり、現場所長による作業所方針の表明とともに「実施者(実施責任者)」を選任し、現場での実施体制を整備します。

②無記名ストレスチェックの実施

無記名ストレスチェックの当日、安全朝礼の場において現場所長等から無記名ストレスチェックの趣旨及び実施方法を説明した後、元請社員及び作業員等に調査票(右上図)を配布し回答してもらいます。回答・回収にかかる時間はおよそ5~10分程度です。全員の回答が終わったら、その場で速やかに回収し、無記名ストレスチェック実施者に回答済み調査票を送付します。

③集団分析

無記名ストレスチェック実施者は、建設現場用の集計分析ツール(建災防版無記名ストレスチェック実施プログラム)を用いて集団分析を行います。このプログラムには、全国の建設現場の標準値(全国平均値)が組み込まれており、簡易に当該現場のストレスの特徴を表すストレス判定図及び**23**反応指数を作成することができます。

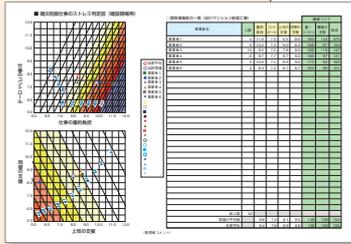


建設現場の職場環境改善

建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック



- 無記名ストレスチェック実施者による集団分析結果 (図1及び図2) の返却
- 職場環境改善チェックリスト (図3) 及び職場環境シート (RA方式) (図4) を用いた改善活動 (リスク低減措置) の選定



【図2】ストレス反応指数

ストレス反応指数	
全体平均値	1.850
当該建設現場平均値	2.075

【図3】無記名ストレスチェックに基づく職場環境改善チェックリスト

【図4】無記名ストレスチェックに基づく職場環境改善シート

※図の拡大版は裏面にあります。

① 職場環境改善活動の計画

無記名ストレスチェックの集団分析結果 (図1・2) と事前に作業所長及び職長から回答を得た職場環境改善チェックリスト (図3) の結果を、職場環境改善シート (RA方式) (図4) に反映させながら、職場環境改善の具体的な取組みを選定します。ここで用いるシートは、建設工事従事者に浸透しているリスクアセスメント手法を取り入れて作成されたもので、ストレス判定図によって測定される4つのストレス要因 (仕事の量的負担、仕事のコントロール、上司及び同僚の支援) と関連のある30のチェック項目について「該当の程度」及び「影響度」の観点からリスク評価を行い、リスク得点の高いチェック項目の優先度に従って改善策 (リスク低減措置) を決定するものです。

※なお、詳しい職場環境改善シートの作成方法等については、下記「建設現場の職場環境改善マニュアル」をご参照ください。

② 職場環境改善活動の実施

職場環境改善シート (RA方式) の作成結果に沿って、現場で改善策 (リスク低減措置) を講じます。

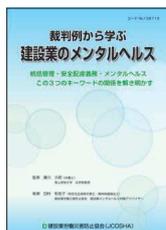
③ 職場環境改善活動の評価

職場環境改善計画の終結時に、再度無記名ストレスチェックを実施し当該取組みの評価を行い、次の新たな取組へと繋げていきます (PDCAサイクル)。

テキストのご紹介



本パンフレットの内容をより詳しく知りたい方は、こちらのテキストをご活用ください。



相談窓口のご紹介

建設業労働災害防止協会では、2016年7月より建設事業者および現場所長等を対象とした**メンタルヘルス対策の相談窓口**を設置しています。

- 【相談日】毎週月曜日 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
- 【相談料】無料 (但し、通話料については各自ご負担願います)
- 【相談対象者】建設事業者および建設現場所長等
- 【相談内容】
 - ・事業場でメンタルヘルス対策を導入したい。
 - ・建設現場でのメンタルヘルス対策をどのように進めればよいか?
 - ・「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」とは? 等。

※労働者個人の相談については、対応しておりません。
個人の方は、働く人の「こころの耳電話相談」0120-565-455 (月・火 17:00～22:00、土・日 10:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く) をご利用ください。
※おひとりあたりの相談時間は上限を30分とさせていただきます。

【専用ダイヤル】03-3453-0974

【担当】建設業労働災害防止協会 建設業メンタルヘルス対策アドバイザー

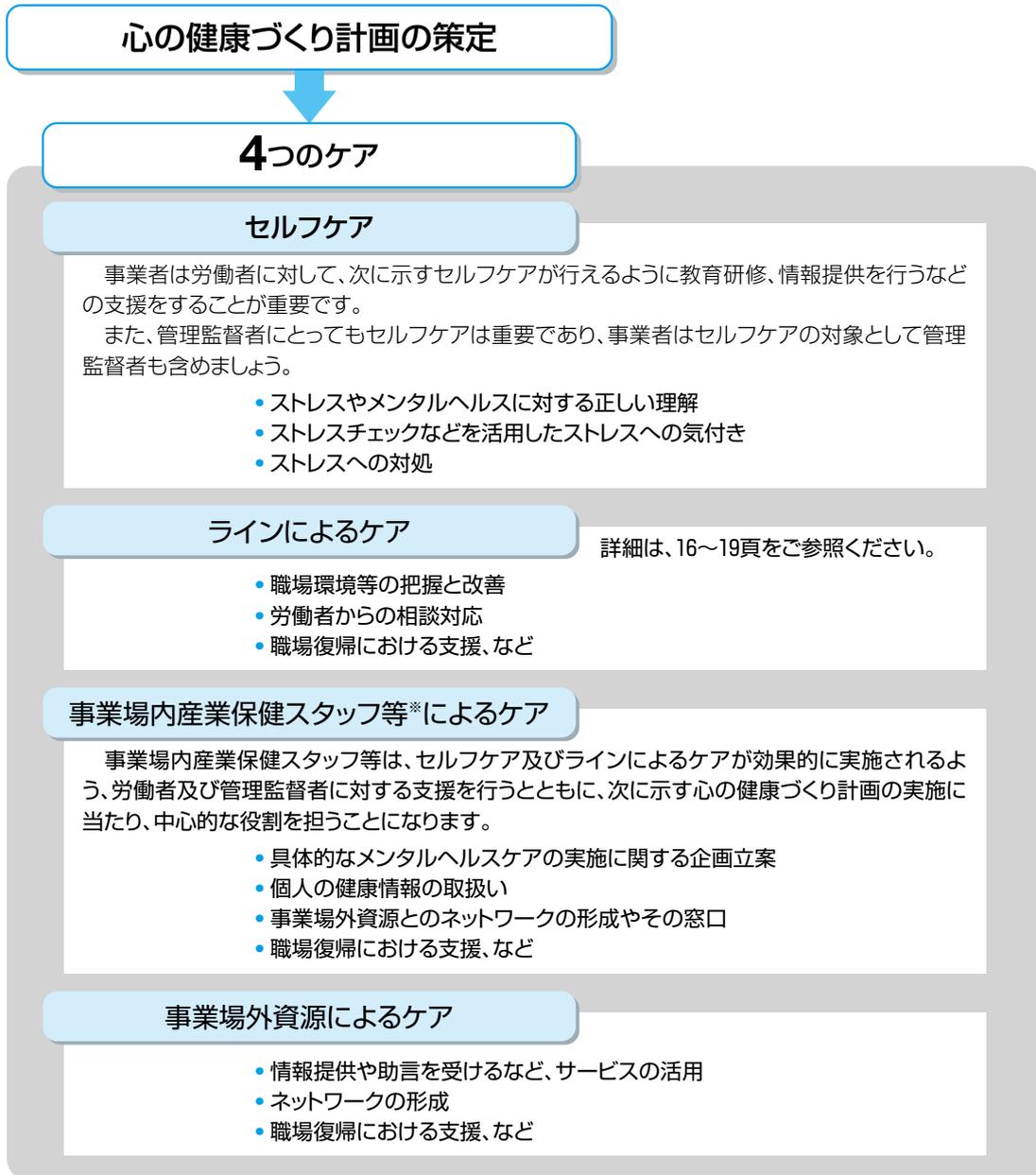
【問い合わせ先】建設業労働災害防止協会

購入について…………… 事業部 教材管理課 TEL03-3453-3391
テキストの内容について…………… 技術管理部 計画課 TEL03-3453-0464

5. 4つのメンタルヘルスケアの推進

メンタルヘルスケアは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われることが重要です。

事業者は、①心の健康計画の策定、②関係者への事業場の方針の明示、③労働者の相談に応ずる体制の整備、④関係者に対する教育研修の機会の提供等、⑤事業場外資源とのネットワーク形成などを行います。



※それぞれの事業場内産業保健スタッフ等の役割は以下のとおり。

- 産 業 医 等：労働者の健康管理を担う専門的立場から対策の実施状況の把握、助言・指導などを行う。また、ストレスチェック制度及び長時間労働者に対する面接指導の実施やメンタルヘルスに関する個人の健康情報の保護についても、中心的役割を果たす。
- 衛生管理者等：教育研修の企画・実施、相談体制づくりなどを行う。
- 保 健 師 等：労働者及び管理監督者からの相談対応などを行う。
- 心の健康づくり専門スタッフ：教育研修の企画・実施、相談対応などを行う。
- 人事労務管理スタッフ：労働時間等の労働条件の改善、労働者の適正な配置に配慮する。
- 事業場内メンタルヘルス推進担当者：産業医等の助言、指導等を得ながら事業場のメンタルヘルスケアの推進の実務を担当する事業場内メンタルヘルス推進担当者は、衛生管理者等や常勤の保健師等から選任することが望ましい。ただし、労働者のメンタルヘルスに関する個人情報を取り扱うことから、労働者について人事権を有するものを選任することは適当ではない。なお、ストレスチェック制度においては、ストレスチェックを受ける労働者について人事権を有する者はストレスチェック実施の事務に従事してはならない。

あなたや、あなたの身の回りで

こんな悩みを抱えている方は いませんか？



こころの健康問題により
休業中の社員がいる



こころの悩みがある
誰かに相談したい



職場のメンタルヘルス対策
について知りたい

こころの耳では、働く人のメンタルヘルス対策に関するさまざまな情報を提供しています



セルフチェック
(ストレス・疲労蓄積度)



事例紹介
動画・Q&A



eラーニング
教育・研修



ストレスチェック制度
事業者向け実施プログラム

相談窓口案内



働く人の「こころの耳電話相談」※

☎ 0120-565-455

月曜日・火曜日 17:00～22:00
土曜日・日曜日 10:00～16:00
(祝日、年末年始はのぞく)



働く人の「こころの耳メール相談」

こころの耳メール

検索

24時間受付／1週間以内に返信します
<http://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan>

こころの耳

検索

<http://kokoro.mhlw.go.jp>

※平成28年10月1日より「こころほっとライン」は「こころの耳電話相談」に名称変更いたしました。



働く人の 「こころの耳電話相談」

メンタルヘルス不調などの相談に対応します

働く人の「こころの耳電話相談」では、全国の労働者の皆様やその家族、企業の人事労務担当者の方々からのご相談を電話でお受けいたします。メンタルヘルス不調や、2015年12月から新たに実施されたストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策などについての困りごと、お悩みなどをご相談ください。

プライバシーは厳守いたしますので、どうぞ安心してご利用ください。



こんな相談ができます



メンタルヘルス不調のこと

- こころの悩みについて
- 人間関係の悩み・仕事の悩みについて



過重労働による健康障害のこと

- 長時間労働による健康への影響について
- 事業場における健康管理の状況について



ストレスチェック制度のこと

- ストレスチェックを受ける方法について
- ストレスチェックの結果の内容について
- ストレスチェックの結果に基づいて医師の面接指導を受けることについて
- ストレスチェック結果等の個人情報の管理方法やプライバシー保護の配慮方法について
- ストレスチェックをめぐる不利益取り扱いについて

専用ダイヤル

☎ 0120-565-455

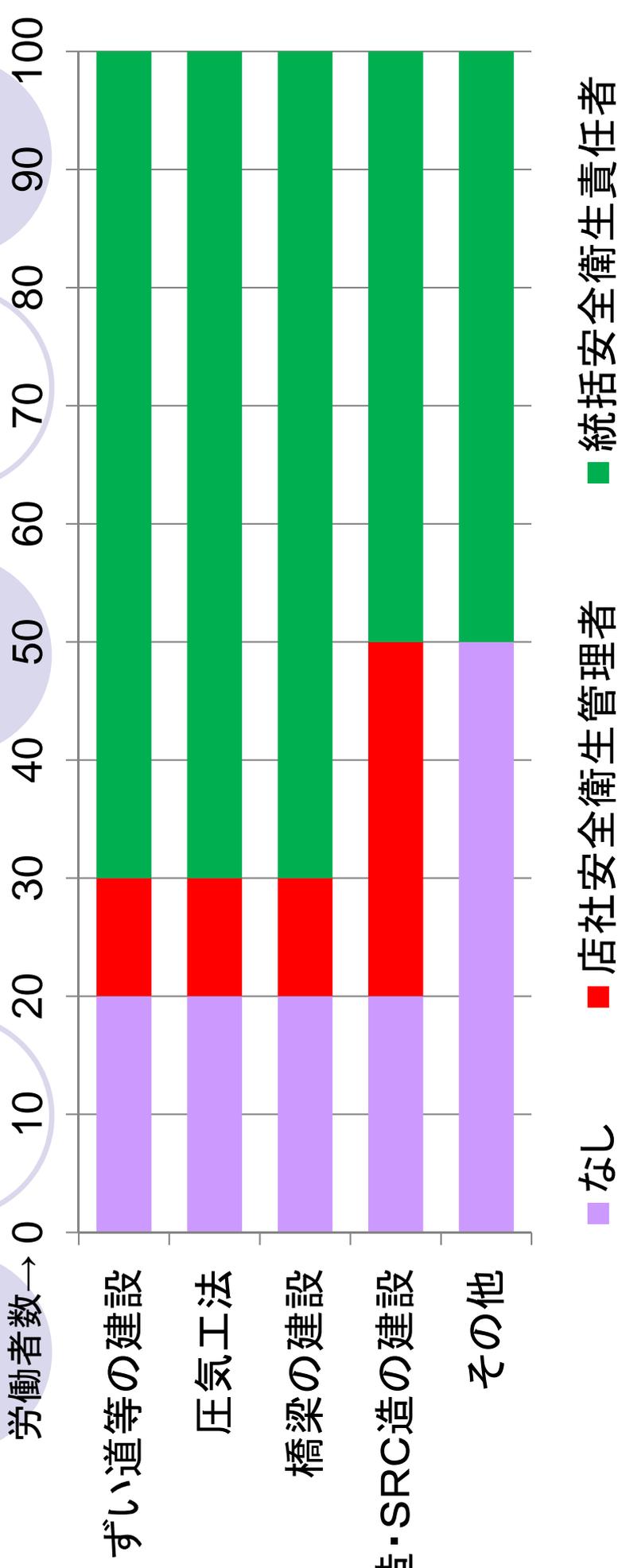
受付日時

月曜日・火曜日 17:00～22:00 / 土曜日・日曜日 10:00～16:00 (祝日、年末年始はのぞく)

対象

労働者やそのご家族、企業の人事労務担当者の方

工事の種類及び規模別の管理体制

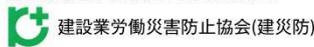


必要資格

- 統括安全衛生責任者 → 現場の統括管理権限および責任を有する者
- 店社安全衛生管理者 → 大学等卒業後、建設工事の施工における安全衛生実務に3年以上従事した者 ほか
- ◎ 統括安全衛生責任者の選任義務がある場合は、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者の選任が必要

改訂 COHSMSガイドライン

建災防は労働災害防止団体法に基づき設立された団体です



小 中 大

お問合せ・アクセス 協会情報 English

トップページ

技能講習・各種教育のご案内

図書・用品のご案内

安全管理・技術支援

広報活動

改訂 COHSMSガイドライン 目次(平成30年4月から有効)

現在位置 [トップページ](#) > [安全管理・技術支援](#) > [コスモスについて](#) > [建設業労働安全衛生マネジメントシステム\(コスモス\(COHSMS\)\)の概要](#) > [改訂 COHSMSガイドライン 目次\(平成30年4月から有効\)](#)

1.目的

このガイドラインは、建設事業を行う事業者が、労働者の協力の下に、店社と作業所が一体となって、「計画-実施-評価-改善」という一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、建設事業場における労働災害の防止を図るとともに、建設工事従事者及び店社の労働者の心身の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって建設事業場における安全衛生水準の向上に資することを目的とする。

2.趣旨

このガイドラインは、建設事業場の安全衛生管理に関する仕組みを確立するための基本的事項を定めたものであり、労働安全衛生法の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は心身の健康障害を防止するため建設事業を行う事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。

3.定義

このガイドラインに用いる用語の意義は、次に定めるところによる。

3.1 建設業労働安全衛生マネジメントシステム

建設業労働安全衛生マネジメントシステム（以下「システム」という。）とは、建設事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、施工管理等の建設事業の実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。

- 1) 安全衛生に関する方針（以下「安全衛生方針」又は「工事安全衛生方針」という。）の表明
- 2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 3) 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組
- 4) 安全衛生に関する目標（以下「安全衛生目標」又は「工事安全衛生目標」という。）の設定
- 5) 安全衛生に関する計画（以下「安全衛生計画」又は「工事安全衛生計画」という。）の作成、実施、評価及び改善

3.2 建設事業場

建設事業場とは、建設事業の仕事の請負契約を締結している店社とその店社において締結した請負契約に係る仕事を行う作業所を統合した組織をいう。

3.3 建設事業者

建設事業者とは、建設事業場で建設事業の仕事を行う者をいう。

3.4 店社

店社とは、作業所の指導、支援及び管理業務を行う本社、支店等の組織をいう。

3.5 作業所

作業所とは、工事の施工を行う組織をいう。

3.6 建設工事従事者

建設工事従事者とは建設工事に従事する者をいい、建設工事の現場に関係する労働者及び関係請負人とその労働者の他、一人親方、自営業主、



TOP

建設業労働災害防止協会
のホームページ
で確認できます



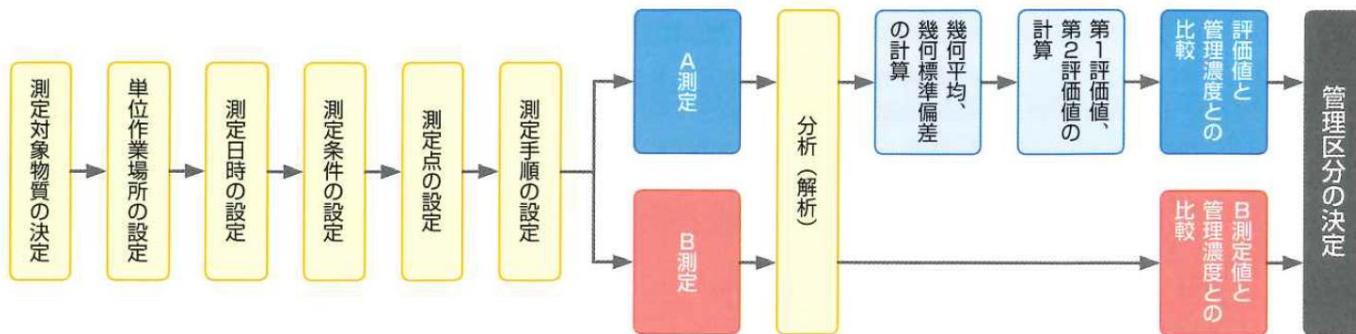
- 作業環境測定は、以下の表に掲げる作業場について行うことが法令で義務づけられています。
- 有資格者（作業環境測定士）に行わせなければならないもの（数字に○印が付いているもの。「指定作業場」といいます）と、職場の担当者が行えるものがあります。

作業環境測定を行うべき作業場		測 定				
作業場の種類（労働安全衛生法施行令第21条）		関係規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年数	
※①	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則26条	空気中の濃度および粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7	
②	暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	安衛則607条	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	3	
③	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590, 591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	3	
④	坑内の作業場	イ 炭酸ガスが停滞し、または停滞するおそれのある作業場	安衛則592条	炭酸ガスの濃度	1月以内ごとに1回	3
		ロ 28℃を超え、または超えるおそれのある作業場	安衛則612条	気温	半月以内ごとに1回	3
		ハ 通気設備のある作業場	安衛則603条	通気量	半月以内ごとに1回	3
⑤	中央管理方式の空調設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則7条	一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	3	
⑥	放射線業務を行う作業場	イ 放射線業務を行う管理区域	電離則54条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回	5
		ロ 放射性物質取扱作業室	電離則55条	空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
		ハ 事故由来廃棄物等取扱施設				
		ニ 坑内における核原料物質の掘採の業務を行う作業場				
※⑦	特定化学物質（第1類物質または第2類物質）を製造し、または取り扱う屋内作業場等	特化則36条	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3 （特別管理物質は30年間）	
	石綿等を取扱い、もしくは試験研究のため製造する屋内作業場	石綿則36条	石綿の空気における濃度	6月以内ごとに1回	40	
※⑧	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3	
△⑨	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素の濃度 第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素および硫化水素の濃度	作業開始前等ごと	3	
※⑩	有機溶剤（第1種有機溶剤または第2種有機溶剤）を製造し、または取り扱う一定の業務を行う屋内作業場	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3	

- (注) 1. ○印（1・6ロハ・7・8・10）は、作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場であることを示す。
 2. ※印（1・7・8・10）は、作業環境評価基準が適用される作業場を示す。
 3. △印（9）の酸素欠乏危険場所における酸素濃度または硫化水素濃度の測定は、酸素欠乏危険作業主任者が行わなければならない。
 4. 詳しくは協会ウェブサイト（<http://www.jawe.or.jp/sokutei/sokutei10so.htm>）。

作業環境測定の実施から評価まで

▶ 作業環境測定とその結果の評価



▶ 測定結果の評価

● A測定のみを実施した場合

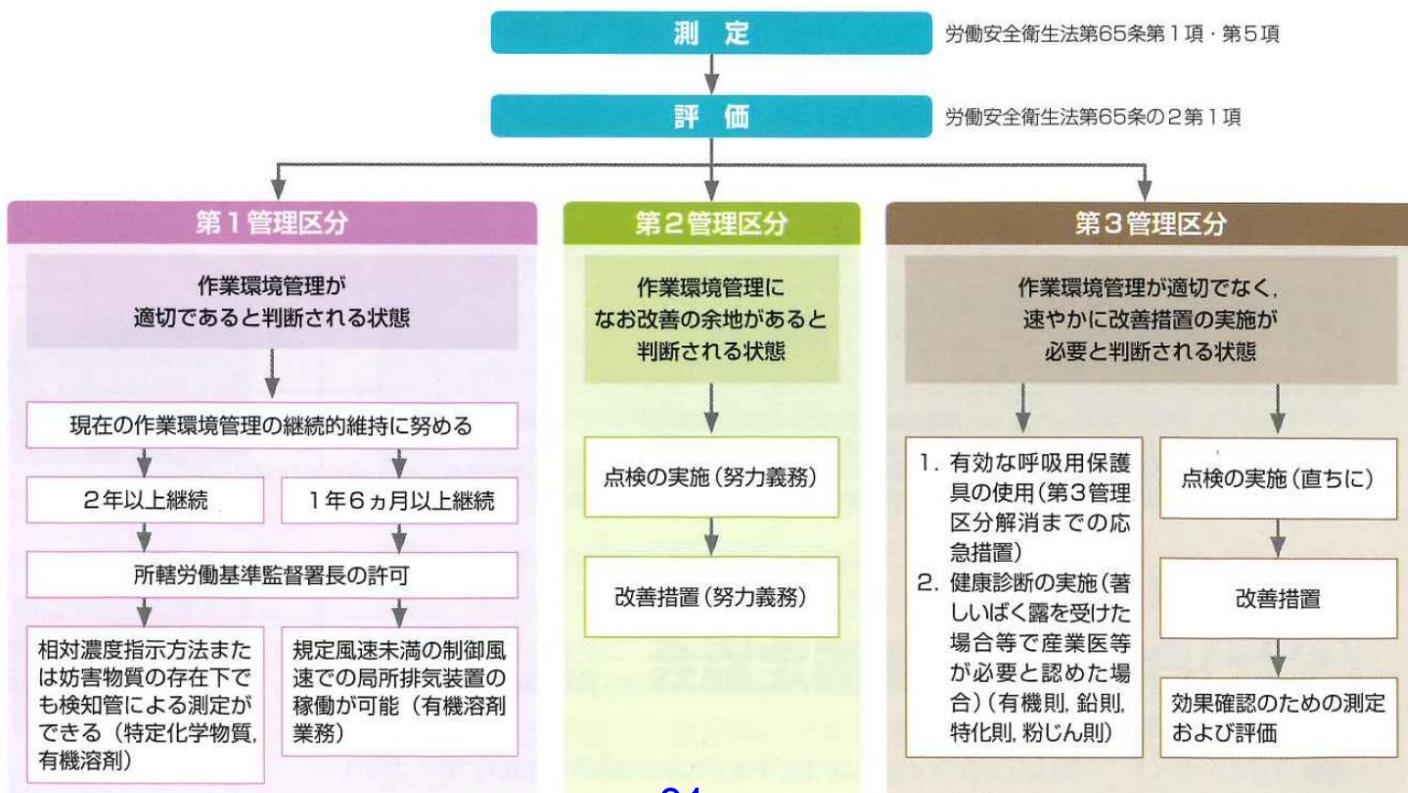
A 測定		
第1評価値 < 管理濃度	第2評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第1評価値	第2評価値 > 管理濃度
第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分

● A測定およびB測定を実施した場合

A 測定			
	第1評価値 < 管理濃度	第2評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第1評価値	第2評価値 > 管理濃度
	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
B 測定	B測定値 < 管理濃度	第1管理区分	第2管理区分
	管理濃度 ≤ B測定値 ≤ 管理濃度 × 1.5	第2管理区分	第3管理区分
	B測定値 > 管理濃度 × 1.5	第3管理区分	第3管理区分

作業環境測定結果の評価に基づいて行う事業者の措置

(労働安全衛生法第65条の2第1項)



資料

「高年齢労働者の災害要因分析に関する項目」

(事業場での分析の際活用して下さい)

1 動作	1. 急激に機械等を操作した時。
	2. 力を込めた時。
	3. 体を移動した時。
	4. 姿勢を変化（ヒネル等）した時。
2 環境等の状況	1. 床面に凸凹・段差・滑りやすさ等があった。
	2. 作業場所がちらかっていた。
	3. 梯子・脚立等を使った安定しない場所での作業であった。
	4. 視覚をさえぎるものがあり、注意物が見えなかった。
	5. 作業場所が暗すぎた。
	6. 乱反射等があり、まぶしくて見えにくかった。
	7. 作業場所がうるさい状況であった。
	8. 振動を受ける場所であった。
	9. 高温（低温）あるいは高湿度下での作業であった。
	10. 作業場所の空気が汚れた（粉じん等により）状態であった。
3 作業内容	1. 休憩をいれない長時間の作業であった。
	2. 夜間作業であった。
	3. 修理・点検等をたまにしか行わない作業であった。
	4. 複雑な操作が必要な作業であった。
	5. 細かい神経を使う作業であった。
	6. 複雑な知識・情報が必要な作業であった。
	7. 指先を使う細かい作業であった。
	8. 急を要する作業であった。
	9. 流れ作業で決められた速度での作業であった。
4 作業指示	1. 作業手順・方法が間違っていた。
	2. 作業手順・方法が明確に示されていないかった。
	3. 現場で十分な指導・教育がなされていないかった。
	4. 監督者から特別の指示あるいは注意事項が明確に示されていないかった。
	5. 安全装置・防護装置等を使うように指示されていないかった。
	6. 安全靴・安全帽等を使うように指示されていないかった。
5 作業程度	1. 持続的に無理な姿勢での作業であった。
	2. 人力運搬でかなり力を使う作業であった。
	3. 瞬発力の必要な作業であった。
	4. 持続力にかなりの体力を必要とする作業であった。
	5. 作業速度が速く、体力的についていけない作業であった。
	6. 昇り・降り等の作業であった。
	7. 立ち作業の連続であった。

1 事故直前の気持	1. その時、作業に必要な注意を向けていなかった。
	2. その瞬間どうしようかと判断を迷ってしまった。
	3. あぶないと思っていたが、そのまま作業を続けていた。
	4. 単純な繰り返し作業のため仕事にマンネリ的であった。
	5. 緊張のため、かたくなっていた。
	6. かなり感情的・衝動的であった。
	7. 心配ごと（家族のこと、人間関係等）を気かけながら作業をしていた。
	8. かたくなな気持（がんこな気持ち）が災いしてしまった。
	9. もう少しで休憩または終業になるという気分で作業していた。
	10. 作業にとりかかったばかりなので調子がでていなかった。
	11. 疲れのためボンヤリしていた。
	12. かなりあわてて作業していた。
2 事故時の動作等	1. 合図や連絡が聞こえなかったり、または標識等を見誤った。
	2. 手・足・腰等が弱っていた。
	3. 体のバランスが思うようにとれなかった。
	4. 気持ちが先走り、体がついていかなかった。
	5. 動作が緩慢（のろかったり）であった。
	6. 目まい等により、その時フラットした。
	7. 体調が思わしくないのに作業をしていた。
	8. 寝不足や二日酔いの状態であった。
3 作業知識・技能程度	1. 作業手順・方法を間違えて覚えていた。
	2. 作業手順・方法が決まっていたが、省略しても大丈夫であると思った。
	3. 正確な作業手順・方法を忘れて、自己流でやった。
	4. 今までの経験に頼ってやった。
	5. 作業経験・知識が不足していた。
	6. 良くない習慣のまま作業をしていた。
4 共同作業	1. 相手との呼吸が合っていなかった。
	2. 相手がやってくれるものと信じ込んでいた。
	3. 作業に必要な人数が不足していたが、無理してその作業に取りかかった。
	4. 仲間との間がうまくいかず、一人ぼっちの状態であった。
5 作業指示等の状況	1. 作業手順・方法が示されていたが、守りにくいので無視してしまった。
	2. 現場で十分な指導・教育を受けたが、その通りに行わなかった。
	3. 監督者から特別の指示あるいは注意事項が示されていたが、無視してしまった。
	4. 安全装置・防護装置等を使うように指示されていたが使わなかった。
	5. 安全靴・安全帽等を使うよう指示されていたが使わなかった。

<問い合わせ先>

東京労働局労働基準部安全課又は各労働基準監督署安全衛生担当へ

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう ～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類◆

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号 ^(※1) に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

※1: 労働安全規則第13条第1項第2号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ポイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回(じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回)、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません。

特殊健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者(有機則第29条) ・鉛業務に常時従事する労働者(鉛則第53条) ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者(四アルキル鉛則第22条) ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者(一部の物質に係る業務に限る)(特化則第39条) ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者(高圧則第38条) ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者(電離則第56条) ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者(除染則第20条) ・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを飛散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことがある在籍労働者(石綿則第40条)
じん肺健診	<ul style="list-style-type: none"> ・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことがある管理₂又は管理₃の労働者(じん肺法第3条、第7～10条) <p>注: じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。</p>
歯科医師による健康診断	<ul style="list-style-type: none"> (歯科医師による健康診断) ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務に常時従事する労働者(安衛則第48条)

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等の特定の業務については、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう指針・通達等が発出されています。詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康管理に努めましょう。



◆一般健康診断の項目◆

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入れ時の健康診断（安衛則第43条）	定期健康診断（安衛則第44条）
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長 ^(※2) 、体重、腹囲 ^(※2) 、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査 ^(※2) 及び喀痰検査 ^(※2)
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）	6 貧血検査（血色素量及び赤血球数） ^(※2)
7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）	7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） ^(※2)
8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド） ^(※2)
9 血糖検査	9 血糖検査 ^(※2)
10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
11 心電図検査	11 心電図検査 ^(※2)

※2: 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満(35歳を除く)の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) ²) 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに特別な健康診断項目が定められています。詳しくは都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項◆

1. 健康診断の結果の記録

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておくなくてはなりません。(安衛法第66条の3)

2. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聞かなければなりません。(安衛法第66条の4)

3. 健康診断実施後の措置

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。(安衛法第66条の5)

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。(安衛法第66条の6)

5. 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。(安衛法第66条の7)

6. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

健康診断(定期のものに限る。)の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(安衛則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての事業者。)(安衛法第100条)

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。(2013.03)

労働安全衛生法に基づく 定期健康診断等の診断項目の 取扱いが一部変更になります (平成30年4月から適用)

平成29年8月4日基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」

診断項目 ※ 診断項目自体に変更はありません。

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査(★)及び喀痰検査(★)
5	血圧の測定
6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)
7	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(★)
8	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)
9	血糖検査(★)
10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11	心電図検査(★)



(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント

- 8. 血中脂質検査について**
→ LDLコレステロールの評価方法が示されました。
LDLコレステロールの評価方法として、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法、又はLDLコレステロール直接測定法によることが示されました。
- 9. 血糖検査について**
→ 空腹時又は随時血糖の検査を必須とし、HbA1cのみの検査は認められません。
- 10. 尿検査等について**
→ 医師が必要と認めた場合には、「血清クレアチニン検査」の追加が望まれます。

診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇い入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。
- 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く。）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
→下表参照
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが**大切です。

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

H10.6.24労働大臣告示第88号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹 囲	次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満（35歳を除く）の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者〔BMI=体重(kg)/身長(m) ² 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	次のいずれかに当てはまる者 ① 胸部エックス線検査を省略された者 ② 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
血液検査（貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査） 心電図検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

- 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。
- 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念されますので、十分ご注意ください。**

[テーマ別に探す](#)
[報道・広報](#)
[政策について](#)
[厚生労働省について](#)
[統計情報・白書](#)
[所管の法令等](#)
[申請・募集・情報公開](#)
[ホーム](#)
[> 政策について](#)
[> 分野別の政策一覧](#)
[> 雇用・労働](#)
[> 労働基準](#)
[> 安全・衛生](#)
[> 安全衛生関係リーフレット等一覧](#)
[> 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル](#)

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

本マニュアルは、経験年数の少ない未熟練労働者が、作業に慣れておらず、危険に対する感受性も低いため、労働者全体に比べ労働災害発生率が高い状況を鑑み、特に製造業、陸上貨物運送事業、商業の中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つよう、作成されたものです。

製造業向け

【日本語】

-  [製造業向けマニュアル](#) [6,118KB]
-  [日本語教材](#) [3,716KB]
-  [説明用動画](#) [756KB]

【外国語】

-  [英語](#) [2,200KB]
-  [中国語](#) [1,500KB]
-  [ポルトガル語](#) [1,420KB]
-  [スペイン語](#) [1,300KB]

(注)外国語教材については、編集作業における事情のため、PDFファイルによる公開のみとさせていただきます。
ご理解の程よろしくお願ひします

陸上貨物運送事業向け

【日本語】

-  [陸上貨物運送事業向けマニュアル](#) [21,889KB]
-  [日本語教材](#) [4,299KB]

商業向け

【日本語】

-  [商業向けマニュアル](#) [18,041KB]
-  [日本語教材](#) [2,445KB]

照会先:労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班(内線5488)



 PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、左記のアイコンをクリックしてダウンロードしてください。

[ホーム](#)
[> 政策について](#)
[> 分野別の政策一覧](#)
[> 雇用・労働](#)
[> 労働基準](#)
[> 安全・衛生](#)
[> 安全衛生関係リーフレット等一覧](#)
[> 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル](#)

[リンク・著作権等について](#)
[個人情報保護方針](#)
[所在地案内](#)
[他府省・地方支分部局へのリンク](#)
[アクセシビリティについて](#)
[サイトの使い方\(ヘルプ\)](#)
[RSSIについて](#)

現場特有のリスクに応じた実効性のある 「新規入場者教育」を実施しましょう

建設業における労働災害が急増しています。

平成29年に発生した死亡災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占めています。

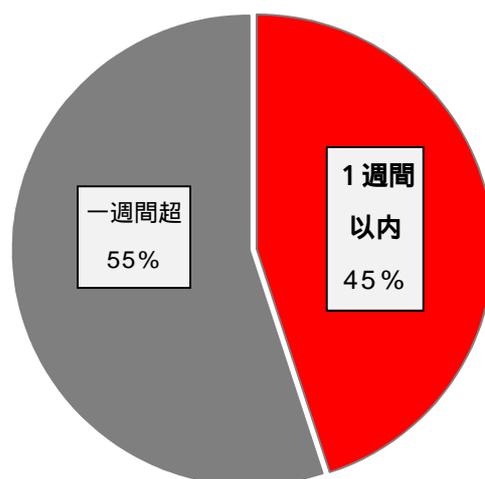
現場特有のリスクに応じた実効性のある新規入場者教育を実施し、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

労働災害の発生状況

建設業における月別死亡災害発生状況



現場入場経過日数別・死亡災害発生状況



建設業における月死傷災害発生状況 (休業4日以上)



新規入場者教育の具体的な教育項目の例

- ・ 工事概要及び作業方針
- ・ 現場ルールについて
 - 「危険予知活動」
 - 「ヒヤリハット運動」
 - 「一声かけあい運動」など
- ・ 現場特有のリスクについて
 - 「高所作業箇所」
 - 「進入禁止箇所」 など
- ・ 基本的な安全意識について
 - 「近道・省略行動」の禁止
 - 「危険感受性の向上」 など

教育項目は一例です。
現場ごとに教育内容を工夫して実施して下さい！

建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を実施しましょう

平成29年2月に「建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育カリキュラム」が定められました。

東京労働局が実施したアンケートによると、労働災害の発生割合の低い建設業店社では、職長等に対する再教育を実施している割合が高いことがわかっています。

現場における安全管理の要である職長等の能力向上を図り、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

教育カリキュラム及び対象者

教育カリキュラム

科目	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	30分
グループ演習	130分

対象者

- ・ 職長等の職務に従事することとなった後、概ね5年経過後
- ・ 機械設備等に大幅な変更があったとき

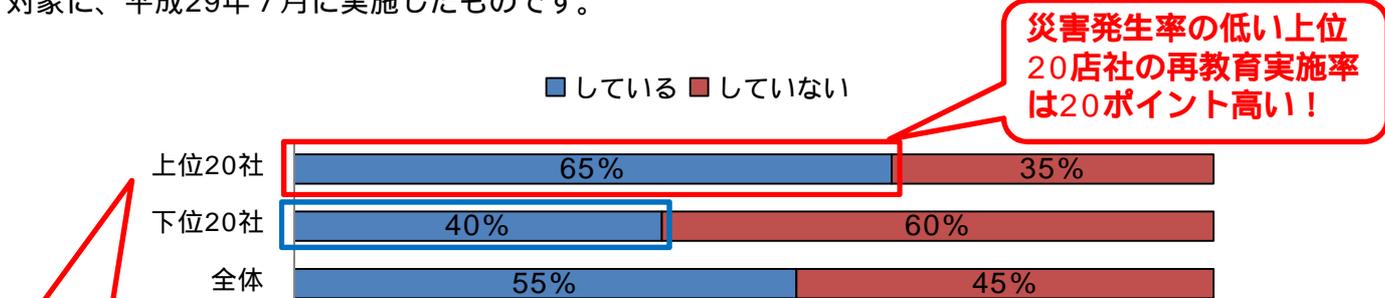
講習時間

5時間40分

平成29年2月20日付け
基発第0220第4号

建設業における労働災害防止活動の取組状況アンケート結果（抄）

アンケートは、第12次東京労働局労働災害防止計画の建設業の取組事項についての進捗状況、建設業店社における安全衛生活動の実施状況について、東京都内に店社等を置く建設業100社を対象に、平成29年7月に実施したものです。



第12次防計画期間中の店社ごとの度数率の低い20社（上位）と高い20社（下位）を比較したもの

職長等に対する定期的な再教育の実施状況



東京労働局
労働基準監督署

外国人労働者の労働災害防止にかかるテキスト



東京労働局のホームページからダウンロードできます ⇒



安全に働くための基本

建設業
英語、ポルトガル語版

- Anzen ni hataraku tame no kihon
- Basics for safety at work
- Medidas básicas para a segurança no trabalho



東京労働局

- 服装の乱れはけがのもと。ボタンをかけて、袖口を締めよ。
- Fukusō no midare wa kega no moto. Botan o kakete, sodeguchi o shimeyo.
- Loose clothes can cause an injury; fasten every button and cuff.
- Roupa vestida com desleixo é causa de acidente. Abotoe completamente a roupa; feche bem os punhos das mangas.



- 物から身を守れ。決められた保護具を善用せよ。
- 'butsu kara mi o mamore. Kimerareta hogogu o...
- from danger and hazardous substance; put on protective equipment as instructed.
- substâncias nocivas e perigosas. Utilize proteção especificados.



- 墜落・転落はおおげに直結。足元を確認、手すりを握て。
- Tsuiraku. Tenraku wa ōkega ni chokketsu. Kaidan dewa ashimoto o kakunin. Tesuri o mote.
- Fall can lead to a serious injury; watch your step and hold the handrails on the stairs.
- Quedas podem causar ferimentos graves. Caminhe com cuidado e segure-se no corrimão ao subir ou descer escadas.

2



- 床の段差、残材、水こぼれに注意。前方、足元
- Yuka no dansa, zanzai, mizukobore ni chokketsu. Kakunin shinagara hokō seyo.
- Beware of the floor with unevenness, spilled water; watch your forward step.
- Cuidado com diferença de níveis de água derramada no chão. Evite colidir observando objetos à sua frente.

職場内の危険への対処の基本

建設業
英語、ポルトガル語版

- Shokubanai no kiken eno taisho no kihon
- Basic against hazards at work
- Medidas para Prevenção de acidentes no trabalho



東京労働局

リスクアセスメントを実施しましょう

平成28年6月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、化学物質（労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物質等）について、以下の3点が義務づけられています

事業場における 【 リスクアセスメントの実施 】
譲渡・提供時の 【 安全データシート (SDS) の提供 】
譲渡・提供時の 【 容器等へのラベル表示 】



化学物質を取り扱う事業場では…

ラベルで
アクション

運動実施中

作業前に絵表示を確認！



製品が来る



ラベルを見る



今すぐ**安全対策**

危険性・有害性のある化学品には下記の絵表示(GHSラベル)があります。



容器等のラベルに危険有害性を示すGHS絵表示のついている製品については、メーカー等から提供される**安全データシート(SDS)を確認**し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。

SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメントを実施**しましょう。

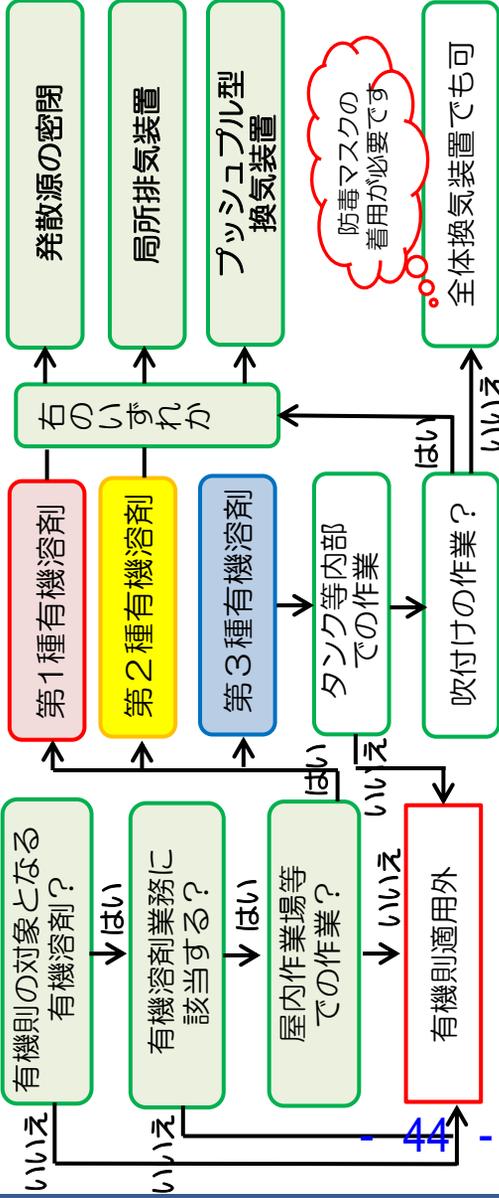
化学物質の危険有害性の情報が適切に伝達され、事業者がその取り扱い状況に応じて適切に管理できるようにすることが重要です。

有機溶剤を正しく使いましょ

スタート

有機溶剤蒸気の発散源対策

有機溶剤の発散源を確認し、適切な設備を設置しましょ

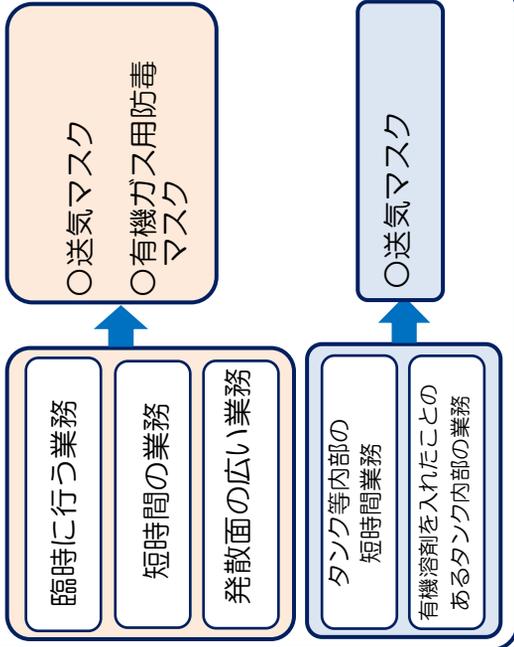


防毒マスクの着用が必要です

全体換気装置でも可

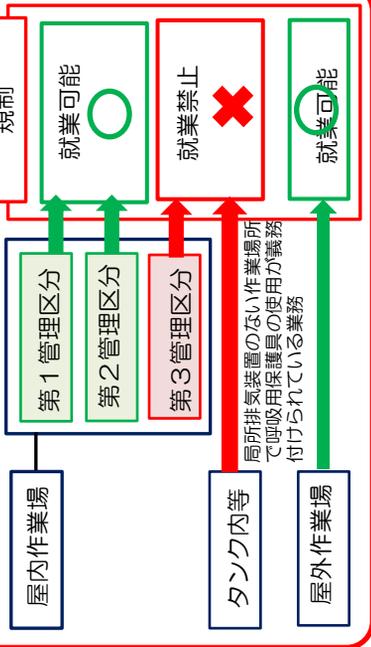
有機溶剤業務における呼吸用保護具

局所排気装置等を設置しない場合



女性労働者の就業を禁止する業務

労働安全衛生法令に基づく作業環境測定の結果「第3管理区分」となった屋内作業場
 タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務付けられているもの



作業主任者の選任

屋内作業等において有機溶剤業務を行うとき
 有機溶剤作業主任者の選任
 作業主任者の職務の履行
 作業の方法を決定し、労働者を指揮する
 保護具の使用状況を監視する

譲渡・提供するとき

容器・包装への表示
 ラベル表示義務(法第57条)
 文書の交付
 SDS交付義務(法第57条の2)

危険有害性の確認と周知

使用の際はSDSにより有機溶剤の種類、含有率確認
 各有機溶剤の有害性を確認
 SDSが付されていない場合は供給元(メーカー、代理店等)に提供を求める

健康管理

入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施(5年間保存)
 * 第3種有機溶剤の場合、タンク等の内部における業務に限る。

掲示と保管

作業主任者の氏名・職務
 有機溶剤が人体に及ぼす作用
 有機溶剤の区分の表示
 貯蔵および空容器の処理
 堅固な容器を用い、施錠できる換気の良い場所に保管
 空容器は密閉するか、屋外の一定場所に集積

作業環境管理

第1種・第2種有機溶剤に係る有機溶剤業務を行う屋内作業等
 作業環境測定士による作業環境測定の実施(6月以内毎)
 測定の記録及び評価の記録を3年間保存

屋外で金属をアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になります。

平成24年4月1日より、粉じん障害防止規則およびじん肺法施行規則が改正されます。

これにより、屋外における金属をアーク溶接する作業と、屋外における岩石又は鉱物の裁断等の作業について、新たに以下のとおりの措置が必要になります。

○屋外で金属をアーク溶接する作業について

○ 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用

○ 休憩設備の設置

※粉じん作業場以外の場所に休憩設備の設置が必要となります。

○ じん肺健康診断の実施

※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。

※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

○ じん肺健康管理実施状況報告の提出

※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。

※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

○屋外で岩石・鉱物を裁断等する作業について

○ 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
平成24年3月

平成26年7月31日から、**屋外**での 岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も 呼吸用保護具の使用対象になります

「粉じん障害防止規則」の改正により、手持式または可搬式動力工具※¹を使用した岩石※²・鉱物※³の研磨・ばり取り作業を行う事業者は、平成26年7月31日からは、屋内※⁴・屋外を問わず、その作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）※⁵を使用させなければなりませんので、ご注意ください。

- ※1 研磨材を使うものに限る
- ※2 一種または数種の鉱物の集合体のうち、形状が岩状または塊状のもの
- ※3 地殻中に存在し、物理的・化学的にほぼ均一で一定の性質を持つ固体物質と、その人工物（鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研磨材、耐火物、重質炭酸カルシウム、化学石こうなど）
- ※4 坑内またはタンク、船舶、管、車両などの内部を含む
- ※5 国家検定に合格したもの

手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業

【従来】

屋内で行う場合に限り、
有効な呼吸用保護具
（防じんマスク）が必要



【平成26年7月31日以降】

作業場所（屋内・屋外）に
かかわらず必要



詳細は、都道府県労働局または労働基準監督署にお尋ねください。



リスクに対する
感受性の低下が
懸念されます

石綿健康障害予防対策

石綿障害予防対策のポイント

事前調査

- 石綿使用の有無の調査、その結果を記録
- 調査を終了した日、調査の方法及び結果の概要を掲示

特別教育

- 石綿の有害性
- 石綿等の使用状況
- 石綿じん発散抑制のための措置
- 保護具の使用状況
- その他(石綿等ばく露防止に必要な事項)

作業計画

- 作業の方法及び順序
- 石綿粉じんの飛散、抑制方法
- 労働者へのばく露防止方法

作業主任者の選任

- 作業の方法を決定し、労働者を指揮する
- 保護具の使用状況を監視する

吹付け石綿

除去、封じ込み・囲い込み
(* 囲い込みで切断を伴わない作業は隔離適用なし) (シバル1)

保温材・耐火被覆材・断熱材

(除去、囲い込みで切断を伴わない作業は隔離適用なし) (シバル2)

その他の材料

除去
(シバル3) * 隔離適用なし

事前調査

- 作業場所の隔離
- ろ過式集じん・排気装置の設置
- 作業場所を負圧に保つ
- 作業場所の出入り口に前室の設置
- 前室に洗身室、更衣室の併設等

隔離等の措置

- 呼吸用保護具、作業衣または保護衣の使用
- * 隔離した作業場所での吹付け石綿等の除去の際は、電動ファン付き呼吸用保護具

保護具の使用

- 建築物等の石綿含有建材の使用状況等の通知
- 法令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さない

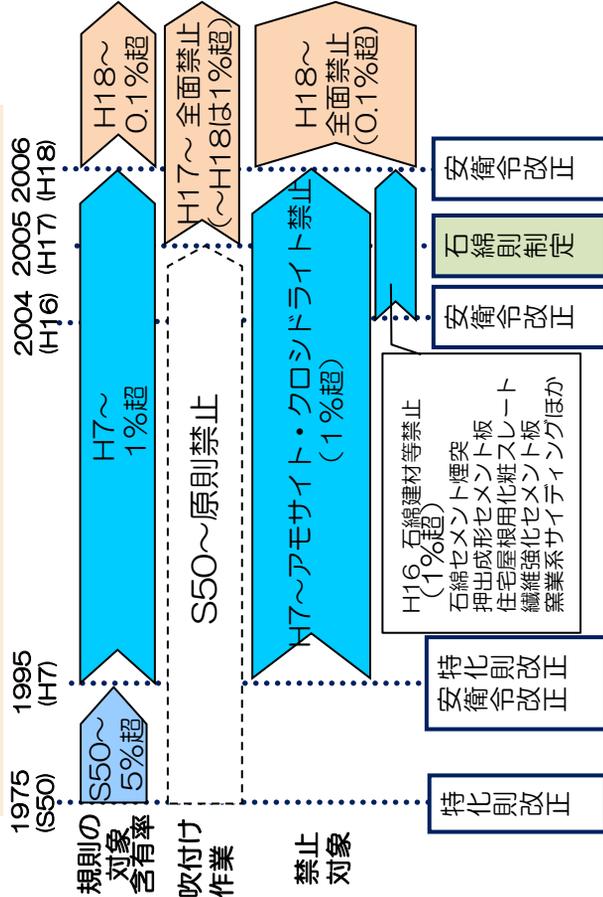
湿潤化

- 作業を行うときは、石綿等を湿潤な状態なものとする。

発注時における措置

- 建築物等の石綿含有建材の使用状況等の通知
- 法令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さない

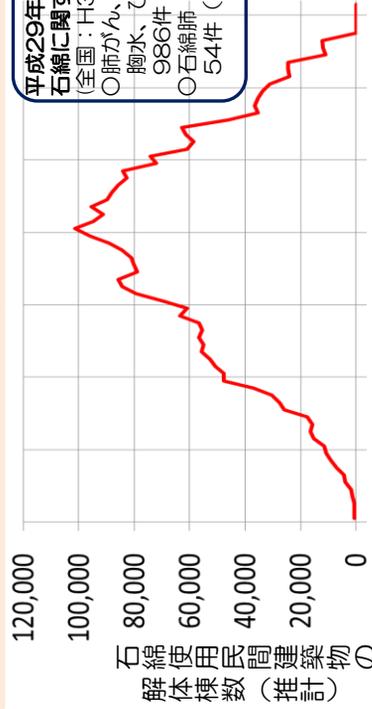
労働安全衛生法令における石綿規制の推移



耐用年数から機械的な推計では、

石綿使用建築物の解体棟数は、ピークに向けて

現在よりも、さらに増加していきま



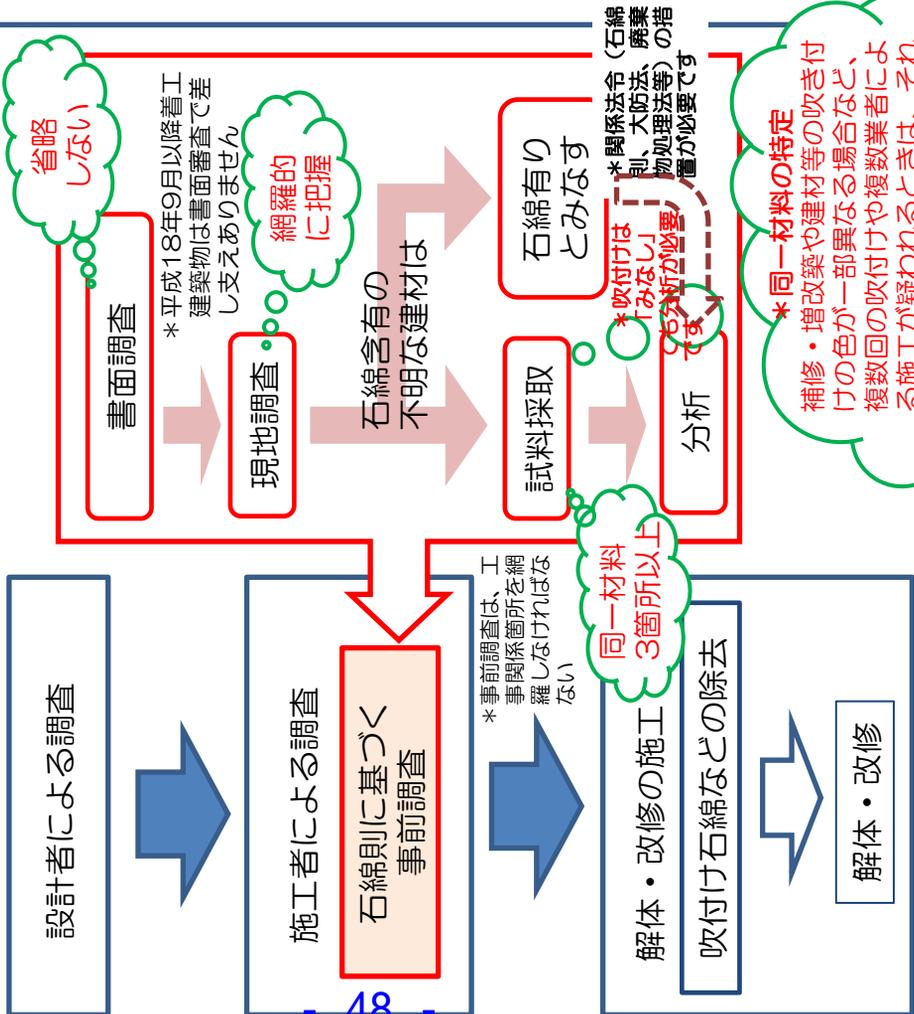
出典: 社会資本整備審議会建築分科会 アスベスト対策部会 (第5回) を一部改変

・ 対象建築物は0.1重量%以上のアスベストを含む可能性のある民間建築物
・ 建築物は、右表の耐用年数(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(平成20年財務省令第32号)による)で解体されるものと仮定した

過去の「無石綿」「ノンアスベスト」などの表示は、石綿無し
の証明になりません

石綿等の使用の有無の事前調査

解体・改修工事の基本的な流れ (石綿対策の視点から)



事前調査の留意点 (H30年4月 基安化発0420第1号)

書面調査・現地調査	●書面調査は省略しない●石綿含有建材の使用状況の網羅的な把握●石綿含有の有無の判断●同一と考えられる材料範囲の特定
試料採取	●同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として3箇所以上から試料採取
分析	●JIS法による分析 (試料採取及び定量的判定方法、定性分析方法、X線回折定量分析方法)
責任分担・情報伝達	●同一と考えられる建材範囲の特定や試料採取箇所を選定判断者の明確化●調査の範囲や分析に係る重要な情報の確実な伝達
調査の記録	●石綿を含まないと判断した材料の判断根拠を示す●作業者へ石綿含有建材の使用箇所を的確に伝達●調査の責任分担の明確
作業計画	●解体等の作業をともなわなければ確認困難な箇所等は、解体等作業の段階で石綿建材の有無を確認するよう作業計画に盛り込む
ばく露・飛散防止	●現地調査や試料採取において、労働者が石綿にばく露しないようにする●試料採取痕から飛散させない補修の手段を講じる

解体等の作業の際は受注者への情報提供を！

過去の調査結果や分析結果、石綿対策工事歴、改修工事歴などを受注者に対して、詳細な情報を伝えるため、保管している書面をきちんと提供してください。

過去の調査結果

- 利用中の建築物の調査は、その損傷・劣化により発じんするおそれの高い吹付け石綿などが対象
- 解体や改修の事前調査では、すべての石綿含有建材が対象

過去の分析結果

- 過去には6種類の石綿全てを対象にしていない分析もあるので確認が必要
 - 2006年より前の調査結果(石綿含有率0.1%超)は確認が必要
- 石綿対策工事歴
- 除去、封じ込め、囲い込み等

天井裏に吹き付けられた石綿等の除去に伴い、あらかじめ当該石綿等の下に施工されている天井板の除去作業を行う場合は、石綿則6条に基づき、作業箇所を隔離する必要があります。

「石綿ばく露防止に関する技術指針」(平成26年3月31日)

呼吸用保護具等の選定

作業場所と作業内容	呼吸用保護具	保護衣
隔離空間の内部 レベル1 ・耐火建築物・準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業 ・その他の吹き付け石綿の除去作業 ・切断などを伴う吹付け石綿の封じ込め・囲い込み作業 レベル2 ・切断などを伴う保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業 ・切断などを伴う保温材、耐火被覆材、断熱材の封じ込め・囲い込み作業	・電動ファン付き呼吸用保護具 ・電動ファン付き呼吸用保護具と同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク (*「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。)	・フード付きの保護衣
隔離空間の外部 レベル1 ・切断などを伴わない吹付け石綿の囲い込み作業 レベル2 ・切断などを伴わない保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業 ・切断などを伴わない保温材、耐火被覆材、断熱材の囲い込み作業 レベル3 ・切断などを伴わない石綿含有成形板の除去作業 石綿の除去以外の作業	・電動ファン付き呼吸用保護具等 ・取替え式防じんマスク(防じんマスク規格RS3,RL3に限る) 上記に加え ・取替え式防じんマスク(防じんマスク規格RS2,RL2に限る) 上記に加え ・取替え式防じんマスク ・使捨て式防じんマスク	・保護衣又は作業衣
事前調査(H30.4基安化発420第1号参照)	吹き付け石綿除去に係る措置	石綿含有成形板等の除去に係る措置
石綿含有シール材の取り外しに係る措置	呼吸用保護具等の選定漏えいの監視	石綿などにはばく露するおそれのある建築物等における留意事項

労働安全衛生法施行令の一部改正 石綿障害予防規則等の一部改正 (H30.4.6公布 / H30.6.1施行)

- ① 製造等禁止の対象となる石綿の範囲の改正
石綿のうち、石綿分析用試料等(1)石綿分析試料の用に供される石綿、(2)石綿の調査に関する知識又は技能取得のための教育の用に供される石綿)について、新規の輸入・製造などを可能とするため、**製造等を禁止する対象から除外**。あわせて、**許可や届出などをその際の条件等**として規定。
- ② 石綿分析作業における発散抑制措置の改正
石綿の分析の作業について、局所排気装置等の**排気口を屋内に設けられることとし、その際に排気口から石綿粉じんの排出防止措置**を講じることが義務付け。

石綿分析用試料等の製造作業は 石綿規則の適用を受けませす

第15条 立入禁止措置	第16条 局排装置等の要件	第28条 休憩室
第29条 床	第31条 洗浄設備	第32条の2 用具の付着物除去
第33条 喫煙等の禁止	第34条 掲示	第35条 作業の記録
第40条 健康診断の実施	第44条 呼吸用保護具	第46条 保護具等の管理
第46条の2 令第16条1項4号	第48条の2 製造の許可	第49条 報告
第48条の3 許可手続	第48条の4 製造許可の基準	

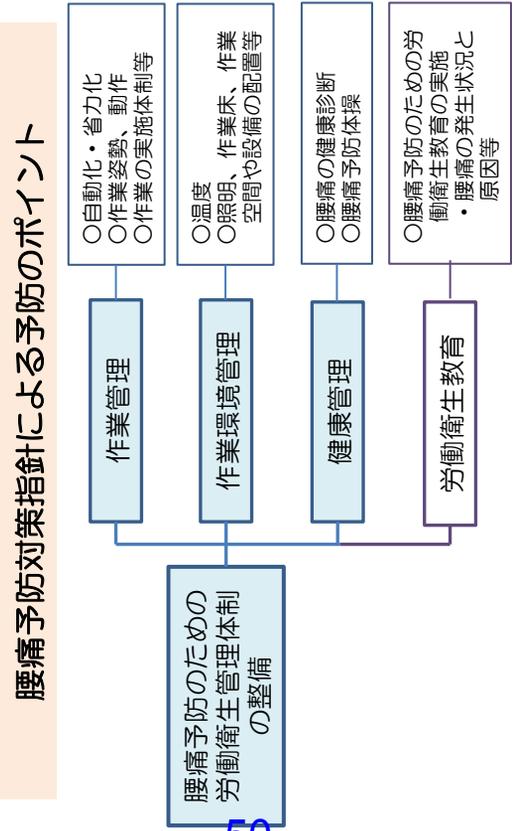
新設

その他の職業性疾病対策①

職業性疾病の6割を占めています

腰痛予防対策

第13次東京労働局労働災害防止計画(目標)
第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに**5%以上減少させる**。



リスクアセスメント

作業の種類や場所ごとに、腰痛の発生に関する要因についてリスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な対策を立てましょう。

労働安全衛生マネジメントシステム

労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせて総合的に推進しましょう。

有効な呼吸用保護具とは、国家検定品の防じんマスクと電動ファン付き呼吸用保護具です

防じん障害予防対策

第9次防じん障害防止総合対策を踏まえ、東京局では下記(1)から(5)について、恒常的に取り組むこととしています。

第9次防じん障害防止総合対策

- (平成30年度から平成34年度までの5か年)
(1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る防じん障害防止対策
(2) すい道等建設工事における防じん障害防止対策
(3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
(4) じん肺健康診断の着実な実施
(5) 離職後の健康管理の推進
(6) その他地域の実情に即した事項(アーク溶接・金属研磨)

屋外での金属をアーク溶接作業は「防じん作業」です

(平成24年4月1日施行)

- 呼吸用保護具(防じんマスク)の使用
- 休憩設備の設置
- じん肺健康診断の実施及び実施状況報告

電動ファン付き呼吸用保護具を使用しましょう

すい道等建設工事において、動力を用いて鉱物等を掘削する場所での作業や動力を用いて鉱物等を積み込み・積みおろす場所での作業、コンクリート等を吹き付ける場所での作業においては、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければなりません(平成12年12月26日)

呼吸用保護具の適切な着用

- 保護具着用管理責任者の選任
 - 呼吸用保護具の適正な選択、使用および保守管理の徹底
- (平成17年2月7日)

9月は「防じん防止総合対策推進強化月間」

一酸化炭素中毒災害の防止について

青梅労働基準監督署

一酸化炭素中毒(以下「CO中毒」という。)による休業4日以上死傷者数は、全国では、平成26年に20件(35人)発生しており、発生原因等を見ると、内燃機関を有する機械等を使用する作業場における換気不十分を原因とするものが全体の8割以上を占めており、内、建設業が全業種の半数を占めています。

建設業における一酸化炭素中毒の内訳は、室内等における発電機等の内燃機関の使用によるものやコンクリート養生のための練炭の使用によるものが多くなっています。

東京労働局管内においても、平成26年に3件の災害が発生しており、内2件は建設業によるものとなっております。

建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン(抜粋)

作業責任者の選任と職務

- ・作業手順書の作成
- ・立ち入りを禁止表示
- ・呼吸用保護具の適正使用の確認

元方事業者による管理

- ・作業手順書を提出させる
- ・労働衛生担当者の氏名の確認
- ・作業責任者の氏名と現場巡視計画の確認
- ・CO中毒に係る労働衛生教育受講の有無
- ・作業工程ごとの作業開始及び終了予定日時
- ・作業場所の巡視
- ・関係請負人との連絡調整
- ・CO中毒危険箇所への立ち入り禁止措置

内燃機関・練炭等の使用の際の作業管理

(自然換気不十分な場合)

- ・作業開始前の点検(保護具の数・警報装置等)
- ・作業中(保護具の着用・継続的CO濃度測定)
- ・作業終了後(保護具の清掃・洗浄など)
- ・異常時の措置(退避・原因調査・再測定など)

作業環境管理

- ・COガス濃度計で測定
- ・換気は時間的に均一に(1時間当たり作業場所容積の20倍以上の割合で入れ替える)等

警報装置

- ・使用前の作動確認
- ・作業場所毎の設置等

呼吸用保護具

- ・有効な保護具の選択と使用

健康管理

- ・雇入れ時、定期健康診断
- ・健診後の事後措置

労働衛生教育

- ・雇入れ時の教育
- ・日常の教育
- ・緊急時の訓練

作業手順書の記載事項

- ・作業手順書の作成者
- ・作業を行う日時
- ・作業の内容
- ・作業場所
- ・労働者の数
- ・使用するCO発生機材等
- ・換気の方法と使用する換気設備
- ・使用する呼吸用保護具
- ・CO濃度、酸素濃度測定機材の種類、測定方法、測定時期
- ・COのガス検知警報装置の種類
- ・練炭使用の場合、その保管方法
- ・内燃機関使用の場合、その保守点検状況
- ・作業の手順
- ・緊急時の対応

「過労死」のない社会を実現
しましょう！

過重労働による健康障害防止対策

過重労働による健康障害防止総合対策のポイント

時間外・休日労働の削減

○36協定は「労働基準法第36条第1項の協定の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成10年労働省告示第154号。以下「限度基準」という）」に適合していること。

- ・「特別の事情」は臨時的ものに限ること。
- ・健康障害防止の観点から、実際の時間外労働は月45時間以下とすること。
- ・休日労働の削減に努めること

○年次有給休暇の取得を促進すること。
○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号)に基づく労働時間等設定改善指針(平成20年労働省告示第1108号)により、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備すること

長時間労働者への医師による面接指導制度について

長時間労働者に対する 面接指導

- 時間外・休日労働が月100時間超え（申出の場合）
- 時間外・休日労働が月80時間超え（申出の場合、医師による面接指導の実施に努める）
- 事業場において基準を設定する場合、その基準に該当する者に対して実施

時間外・休日労働時間の 算定・申出手続き

- ・時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定める（例：賃金締切日）
- ・専門業務型裁量労働制度等の適用労働者は、使用者が健康・福祉確保措置を行うに当たって把握している「労働時間の状況」を基に事業場毎に決めた方法で算定
- ・管理・監督者等は、100時間超え、かつ疲労の蓄積が認められると判断し、申出た場合

医師からの意見聴取・ 面接指導の結果の記録

- ・面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴取する。
- ・医師の意見聴取は、面接指導を実施した医師から行うことが適当（面接指導の結果の報告と併せて）。
- ・面接指導の結果の記録は、面接指導を実施した医師からの報告をそのまま保存することで行う。

健康管理体制の整備 健康診断の実施

- 産業医及び衛生管理者等の選任
- ・事業場規模50人未満の事業場については地域産業保健センターの利用促進を図る
- 衛生委員会等の設置
- 健康診断の確実な実施
- 健康診断結果に基づき適切な事後措置の実施

事後措置の実施の際の 留意事項

- ・事業者は、医師の意見を勘案して、必要と認める場合は適切な措置を講じること。
- ・労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、必要に応じて精神科医等と連携し対応すること。
- ・メンタルヘルス不調の労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

事業場で定める必要な措置に 係る基準の設定

- ・時間外・休日労働が月100時間超及び2～6月平均で月80時間超の労働者すべてについて面接指導を実施する基準の策定に努めること。
- ・時間外・休日労働が月45時間超労働者について、健康への配慮が必要な者として措置の対象とすることが望ましい。

衛生委員会等の調査審議の内容を踏まえて決定すること。

面接指導等の実施に 当たって

- ・労働者が自己の労働時間数を確認できる仕組みの整備
- ・申出様式の作成、申出窓口の設定など申出手続きを行うための体制の整備
- ・労働者に対する体制の周知

月80時間超の事業場又はおそれのある事業場は、衛生委員会等の調査審議の内容を踏まえて決定すること。

面接指導の実施に係る流れ

「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト*」など活用して、労働者自身からの積極的な健康管理を進めましょう！
*厚生労働省や中央労働災害防止協会のホームページで公開されています。

衛生委員会等で調査審議【則第22条第9号】

○長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること

義務

時間外・休日労働時間の算定【則第52条の2第2項】
(毎月1回以上、一定の期日を行つて)

時間外・休日労働時間1月当たり100時間超
【則第52条の2第1項】

100時間超えの労働者の氏名及び時間に関する情報を産業医に提供【則第52条の2第3項】

労働者からの申出により実施【則第52条の3第1項】
(算定期間の期日後概ね1月以内)

○産業医は要件に該当する労働者に対し申出を行うよう勧奨【則第52条の3第4項】

医師による面接指導の実施【法第66条の8第1、2項】
(労働者からの申出後概ね1月以内【則第52条の3第3項】)

○医師が労働者の勤務の状況、疲労の蓄積の状況、その他の心身の状況について確認【則第52条の4】

医師からの意見聴取【法第66条の8第4項】
(面接指導後概ね1月以内【則第52条の7】)

面接指導の結果の記録の作成【法第66条の8第3項】
(5年間保存【則第52条の6第1項】)

○労働者の疲労の蓄積の状況その他の心身の状況、聴取した医師の意見等を記載【則第52条の6第2項】

事後措置の実施【法第66条の8第5項】

○就業時間の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、衛生委員会等への報告等の措置

努力義務

健康への配慮が必要なもの

時間外・休日労働時間1月当たり80時間超【則第52条の8第1項】

事業場で定めた基準に該当【則第52条の8第2項】

・保健師等による保健指導
・チェックリストを用いて把握の上必要な者への指導
・事業者が産業医から助言指導を受ける等

労働者からの申出により実施【則第52条の8第3項】

面接指導又は面接指導に順ずる措置の実施【法第66条の9、則第52条の8第1項】

①申出

事業者

労働者

②面接指導通知

⑤事後措置実施

④医師の意見聴取

医師(産業医等)

■就業場所の変更・作業転換
■労働時間の短縮、深夜業の回数の報告等
*努力義務

③面接指導等の実施

■勤務状況・疲労の蓄積状況等の把握
■メンタルヘルス面でのチェック
■把握結果に基づき必要な指導

1 受動喫煙の害

たばこの先から出る煙を「副流煙」といい、喫煙者が吸い込む煙を「主流煙」といいます。受動喫煙はより有害な副流煙を吸うことです。

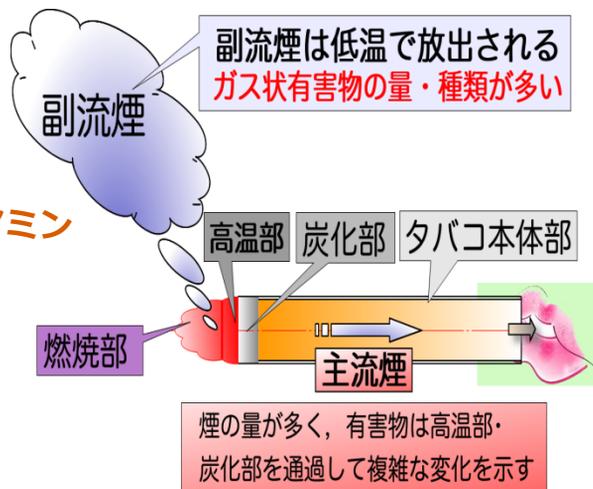
✓副流煙は、主流煙よりも有害

ニコチン 2.8倍
 タール 3.4倍
 一酸化炭素 4.7倍

✓発がん性のあるベンゾピレン、ニトロソアミンを含んでいます。

✓受動喫煙を受けると

肺がんによる死亡 20%増
 虚血性心疾患による死亡 25%増



2 受動喫煙を防止するためには？（ハード面）

メリットと考慮すべき点を参考に、それぞれの事業者や事業場の現状に合わせて、実施する対策を選択しましょう。

妊婦や未成年者などがいる場合は、受動喫煙を避けるための格別の配慮が必要です。

対策	メリット	考慮すべきこと
敷地内全面禁煙 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙を完全に防止 設備投資が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙者の理解が必要 事業場外での喫煙やルール違反に注意が必要
屋内全面禁煙 (注2) (屋外喫煙所)	<ul style="list-style-type: none"> 維持費が安価（開放系） 喫煙室よりも受動喫煙防止効果が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に敷地が必要 設置場所に注意が必要（近隣への配慮など）
空間分煙 (注3) (喫煙室)	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙者と非喫煙者双方の理解が得やすく、バランスが良い 都市部でも対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 設備費や維持費が高い 喫煙室からの煙の漏れに注意が必要
換気措置 (注4) (接客業など)	<ul style="list-style-type: none"> 顧客がたばこを吸う場合でも、対策が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 少なからず、労働者がたばこ煙にばく露する

(注1) 屋外も含めた事業場内をすべて禁煙とすること。

(注2) 事業場の建物内は全て禁煙とし、喫煙可能な場所を屋外喫煙所に限定すること。

(注3) 屋内に一定の要件を満たす喫煙専用の部屋(喫煙室)を設置し、喫煙室以外の屋内を禁煙とすること。

(注4) 喫煙可能区域を設定した上で適切な換気を実施すること。

3 受動喫煙を防止するためには？（ソフト面）



○ 経営幹部、管理者、労働者がその役割を認識し協力しましょう

経営幹部：トップは受動喫煙防止の重要性を認識し、明確な方針を示しましょう。

措置を決定する際は、事業場の現状を把握しつつ、衛生委員会などで関係者の意見をよく聞きましょう。

管理者：経営幹部の方針や対策の意義を理解し、労働者に対し周知啓発などをします。

労働者：経営幹部の方針を理解しつつ、衛生委員会などを通じて、必要な意見を積極的に経営幹部に伝えましょう。

○ 受動喫煙防止対策を組織的に進めましょう

推進計画：受動喫煙防止対策の目標とそのための措置や活動の計画を作成しましょう。

担当部署：受動喫煙防止対策の担当部署や担当者を決めましょう。

労働者の相談対応や情報収集・分析を行い、衛生委員会などに報告しましょう。

○ 受動喫煙に関する教育や相談を実施しましょう

管理者や労働者に受動喫煙による健康への影響、受動喫煙防止の措置の教育や相談を行い受動喫煙防止対策についての意識の高揚を図りましょう。



対策の決め方・進め方



①現状把握と分析

施設の状況や労働者の構成・意見など、必要な情報を収集し、分析します

②対策を決める

①の分析結果を元に、衛生委員会などで調査審議して、実施する対策を決定します

③対策を実施・点検・見直し

一度対策をして終わりではなく、定期的に対策の効果を点検し、見直します

③の点検時に、定期的に空気環境を測定すると効果的です。

○ 空気環境の目安

粉じん濃度：0.15 mg/m³以下
(飲食店などでは70.3×(席数) m³/時間が目安)

一酸化炭素濃度：10 ppm以下

喫煙室出入口の気流：0.2 m/秒以上
(扉の全開放時)



排風量の計算にあたっては、ガラリの面積も考慮し、かつ、戸を全開したときに0.2m/s以上の風速が得られること。

第9次 粉じん障害防止総合対策について



「粉じん障害防止規則(粉じん則)」が施行された昭和55年と比べ、新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、大幅に減少しています。近年、その数は100人台で推移しており、平成28年は122人となるなど、粉じん障害の防止対策の効果は確実にあがっています。

厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、「第9次粉じん障害防止総合対策(平成30年度～平成34年度)」を策定しました。

事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底していただくこと、粉じん作業にさらされる労働者を健康に保つための措置を講ずることが重要です。

振動障害の予防のために

— 新たな振動障害予防対策の概要 —

国際標準化機構 (ISO)、海外での取組状況等を踏まえて、振動工具の振動加速度のレベルに応じて、振動にばく露される時間を抑制することなどを内容とした新たな振動障害予防対策に取り組むことが必要です。



快適な VDT作業のために

厚生労働省では、VDT作業による疲労を低減し、快適に作業を行うことができるよう、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を策定しました。

ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要



騒音障害防止 のための ガイドライン



騒音は、人に不快感を与えたり、会話や連絡、食間などを妨害して、安全作業の妨げになるだけでなく、聴覚性難聴の原因となることから、その防止対策の推進はとても重要です。労働省では各事業場において実施すべき騒音障害防止対策

建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインのポイント

内燃機関・練炭等による 一酸化炭素中毒を予防しましょう！



その他、これら労働衛生関係のリーフレットは
厚生労働省のホームページからダウンロードできます

厚生労働省 安全衛生関係リーフレット



主な取組事項については、以下の解説サイトや支援をご活用ください。

産業保健総合支援センター・地域窓口

産保センターでは、職場のメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援

[http://www.johas.go.jp/shisetsu/
tabid/578/Default.aspx](http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx)



産業保健総合支援センター

検索

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。



支援

【労働者健康安全機構】

0570-783046



↑QRコード

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

産業保健関係助成金

検索

治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県毎に両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説
サイト

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni
tsuite/bunya/0000115267.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni
tsuite/bunya/0000115267.html)



治療と職業生活の両立

検索

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku
nitsuite/bunya/0000162833.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku
nitsuite/bunya/0000162833.html)



治療と仕事の両立支援 助成金

検索

腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした腰痛予防に関する講習会を実施しています。

支援

[http://www.jisha.or.jp/seminar/
health/h3700_youtsu.html](http://www.jisha.or.jp/seminar/
health/h3700_youtsu.html)



腰痛予防対策講習会

検索

メンタルヘルス対策

指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、ストレスチェック実施プログラム（無料）がダウンロードできます。

支援

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/ro
udoukijun/anzeneisei12/](http://www.mhlw.go.jp/bunya/ro
udoukijun/anzeneisei12/)



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援

解説
サイト

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



こころの耳

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。



解説
サイト

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/an
zen/kag/kagaku_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/an
zen/kag/kagaku_index.html)



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。



支援

解説
サイト

[http://www.mhlw.go.jp/stf/s
eisakunitsuite/bunya/koyou_r
oudou/roudoukijun/anzen/kit
suen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/s
eisakunitsuite/bunya/koyou_r
oudou/roudoukijun/anzen/kit
suen/index.html)



職場 受動喫煙

検索

働き方改革

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進することを目的に、長時間労働の是正や多様な働き方の実現等のための措置を講じます。

解説
サイト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku
nitsuite/bunya/0000148322.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku
nitsuite/bunya/0000148322.html)



働き方改革

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

外部機関を活用して、効果的に取り組みましょう！

ホームページにより確認してから活用してください。

無料

独立行政法人 労働者健康安全機構

*有料となる場合もあります

東京産業保健総合支援センター

事業場で産業保健活動に携わる「産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々」を対象に「産業保健研修」や「専門的な相談」などの支援を行っています。

産業保健スタッフに対する「専門的研修の実施」

産業保健スタッフからの「専門的相談への対応」

メンタルヘルス対策の普及促進のための「個別訪問支援」

治療と職業生活のための「両立支援活動」

58

地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを行っています。都内18労働基準監督署(支署)管轄区域毎に設置されています。

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断の結果について医師からの意見聴取

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

個別訪問による産業保健指導の実施

大企業の営業所等で労働者数50人未満の事業場においては、本社等で選任されている産業医等の協力を得られるようにお願いします。

有料

中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会は労働災害防止団体法に基づき設立されています。

- 1 安全衛生意識高場のための運動の展開
- 2 企業の指導者、安全衛生スタッフの養成
- 3 専門家による技術支援の実施
- 4 安全衛生情報の提供
- 5 労働災害防止のための調査研究等
- 6 ゼロ災害運動の展開
- 7 心身両面による健康・快適職場づくりの推進

有料

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。

こんな時に活用できます

- 労働災害が発生したとき
- 労働安全衛生マネジメントを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき
- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生後援や安全衛生教育の講師が必要となるとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成を行うとき
- 安全衛生管理活動の活性化 等

有料

公益社団法人 日本作業環境測定協会

日本作業環境測定協会は作業環境測定法に基づき、作業環境測定士および作業環境測定機関の業務の進歩改善に資する事などを目的として設立されています。

作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場

- 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場
- 放射線業務を行う作業場所（放射性物質取扱作業室、事故由来廃棄物等取扱施設）
- 一定の鉛他金属類取扱業務の屋内作業場
- 特定化学物質（第1類物質または第2類物質）製造し、または取扱う屋内作業場
- 有機溶剤（第1種有機溶剤または第2種有機溶剤）を製造し、または取扱う一定の業務を行う屋内作業場

青梅署STOP!転倒災害プロジェクト「転倒災害見える化事例」募集中

別 添

「転倒災害防止の見える化事例」

事業場名	
業 種	
事例の概要 タイトル (特徴・着眼点等)	
事例(写真)	 この応募フォームや過去の事例はここから ダウンロードできます
公表の許諾	事業場名 許・否 事例内容 許・否
御担当者様あて確認させていただくことがありますので下記項目の記入をお願いいたします。	
御担当者名	
部署名	
連絡先	電話 FAX
「問い合わせ先」 青梅労働基準監督署 安全衛生課 (公社)東基連 青梅労働基準協会支部 TEL 0428-28-0331 TEL 0428-24-8917 「提出先」 電子メール(青梅労働基準協会支部) umekikyo@t-net.ne.jp	

実施のスケジュール

- 募集期間
平成30年6月～平成30年11月
- 選考委員会
平成30年11月
- 表彰式
平成30年12月13日
(西多摩地区安全衛生大会)

詳しくは、青梅労働基準監督署のホームページに掲載しています

青梅労基署 お知らせ

検索

STOP! 転倒災害 プロジェクト



東京労働局・青梅労働基準監督署

(H30.07)

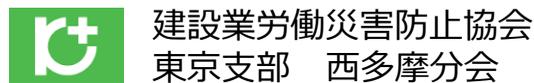


青梅労働基準監督署

平成30年度

全国労働衛生週間

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」



東京都最低賃金改正

* 平成29年10月1日から **時間額985円** に改正されます。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

* お問い合わせ先

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課(TEL03-3512-1614(直通))